

平成28年3月4日（金曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成28年第1回松島町議会定例会会議録（第2号）

---

出席議員（13名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	(欠番)
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長兼 まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長	千葉繁雄君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
水道事業所施設班長	中條宣之君
危機管理監兼 環境防災班長	赤間隆之君

震災復興対策監	小 松 良 一 君
建設課参事	赤 間 春 夫 君
総務課参事兼 総務管理班長	太 田 雄 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君
教育課参事兼学校教育班長	児 玉 藤 子 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代表監査委員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事務局 長 佐 藤 進 主 事 阿 部 友 希

議 事 日 程 (第2号)

平成28年3月4日(金曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 議員提案第1号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 〃 第 3 議案第 1号 松島町長期総合計画基本構想の策定について
- 〃 第 4 議案第 2号 松島町国土利用計画(第四次)の策定について
- 〃 第 5 議案第 3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 〃 第 6 議案第 4号 松島地区安全安心なまちづくり避難公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 〃 第 7 議案第 5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 〃 第 8 議案第 6号 松島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 〃 第 9 議案第 7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 〃 第10 議案第 8号 松島町長の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 第11 議案第 9号 職員の給与に関する条例の一部改正について

- 〃 第 1 2 議案第 1 0 号 松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について
- 〃 第 1 3 議案第 1 1 号 松島町東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正について
- 〃 第 1 4 議案第 1 2 号 松島町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 第 1 5 議案第 1 3 号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 〃 第 1 6 議案第 1 4 号 松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 〃 第 1 7 議案第 1 5 号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 第 1 8 議案第 1 6 号 町道の路線認定について
- 〃 第 1 9 議案第 1 7 号 工事請負契約の締結について  
【町道霞ヶ浦幹線外避難道路整備工事】
- 〃 第 2 0 議案第 1 8 号 工事請負契約の変更について  
【松島海岸公園避難施設整備工事】
- 〃 第 2 1 議案第 1 9 号 平成 2 7 年度松島町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 〃 第 2 2 議案第 2 0 号 平成 2 7 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 〃 第 2 3 議案第 2 1 号 平成 2 7 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 〃 第 2 4 議案第 2 2 号 平成 2 7 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 〃 第 2 5 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 2 号）について
- 〃 第 2 6 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 〃 第 2 7 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度松島町水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（片山正弘君） おはようございます。

平成28年第1回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。

松島町高城 [REDACTED] さん外1名でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、7番高橋幸彦議員、8番今野 章議員を指名いたします。

---

日程第2 議員提案第1号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部改正

○議長（片山正弘君） 日程第2、議員提案第1号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑、ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議員提案第1号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第1号 松島町長期総合計画基本構想の策定について

○議長（片山正弘君） 議案第1号、松島町長期総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑、ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番、今野でございます。全員協議会等でも説明をいただいたわけですが、その際に全体としてこの計画自体が全部載っているといいですか、当然と言えば当然なんでありましてけれども、めり張りという点でいま一つ欠けているのではないかというお話もさせていただいたような気がするわけですが、これまでも人口問題についていろいろ検討はされてきたわけでありまして。前の長期総合計画ではたしか2万1,000人ということで人口フレームがあって、今回は日本全体が人口減少傾向にある。そういう中であって、10年後の松島町の人口を1万4,000人とこういう形にするということになっているわけですが、この間、定住問題についてはこの議会でも、私も含めていろいろな議員さんからさまざまご意見やご提案があったというふうに思うんですが、計画の中身が、前の計画とどれだけ新しい計画が違ってきたんだろうかというふうに思いますと、余り大きな違いというものを私自身は感じないというような気もするんです。これまでの域を出ていないのではないかという気がするんですが、例えばそういう定住問題一つとってみたときに、どこがどうこれまでの計画と違ってきたいのか、その辺についてももしご回答があればお聞かせをいただきたいとこんなふうに思うわけでありまして、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） 今回、まず人口の設定が平成37年で1万4,000人ということで、前回が確かに2万1,000人ということで、約7,000人減る推計にはなっていますが、これについては実態を把握して、あとはこちらで検討して入れた宅地開発を踏まえて、実態に即した人数で今回は設定をさせていただいたというのが一つです。

それから、これまでと定住に関してどういったことで違っているのかということについてですけれども、確かにこれまででは定住という観点で重点戦略としては掲げていませんでしたけれども、今回は重点戦略の1つとして定住を掲げさせていただいた。あとは、前回の計画では今回行っているような、例えば住宅の取得支援ですとかそういったものも当然ありませんでしたし、先般の議会で承認いただきました医療費の18歳までの拡大ですとか、そういった子育ての部分、それからいろいろな教育的な視点での施策、そういったものを総合的に今回は盛り込ませていただいたつもりです。また、これまでも何度か提案のありました、例えば地域優良住宅の検討ですとか、これは具体的に検討もしていきたいと思っておりますし、またあとは宅地の開発につきましてもより具体的に、総合戦略の説明の際にもお示ししておりますの

で、それらを総合的に推進しながら、定住の促進を図っていくという計画にしているというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 言われれば、そういうことは確かに書いているわけです。町の人口の減少の問題については、私も多分8年ぐらい前になるのかと思うんですが、人口減少、特に松島町は大変ですとこういうことをお話を申し上げて、そういうことに対する対策を行っていく必要があるのではないかと。若い人たちを特に定住させてもらうための施策なども必要なのではないかということはずっと言ってきたような気もするんですが、なかなかその辺について前の計画では組み込んでこれなかったということもあったのかと。そのことが、今の人口減少ということにくっついているのかというような気がするんです。

そういう点で、果たして計画はしたものどこまで実効性が上がるのかという疑問を拭い去れないというか、私はそんなふうには思うんです。今いろいろと子育ての施策、教育の施策というようなことをおっしゃいました。例えば、この計画見まして定住の問題で家を建てる、あるいは土地を取得していくということを考えたときに、この計画の中で直接的な支援というのは結局他の場所、町外、ここから来た方に対する支援だとか、津波被災者等々に対する支援という形であって、極めてそういう意味では消極的な支援にしかかかっていないというふうに思っていました。もっと、町の人口増まではいかなくても、減少に歯どめをかけるということであれば、その辺でももう少し積極的な考え方があってもよかったのではないかと。うような気がしたということでもあります。

そういう意味で言うと、例えば私今からこれに反対しようと思って来たんです。その中でも言いますけれども、合併浄化槽です。年間10基程度、10年ですから100基という計算になるんでしょうけれども、40%の水洗化率、合併浄化槽、いわゆる公共下水道区域以外のところで40%の水洗化率、これを47%まで上げると言っているわけ。本当にそれでいいんだろうか。地区計画もしますとこういうふうと言っているわけです。地区計画する割には、合併浄化槽はふえないんだなとこんなふうにも思ってみたりもいたしました。その辺などもどうなのかということもお聞きをしておきたいと思うんですが、本気でそういう対策を講じるという計画なんだろうかとこんなふうに見えてくるわけです。大きく構えてやって、できないということを懸念すれば、もちろんまた議会からできなかったじゃないかとか言われるということも考えながら、そういう計画にしているのかという気もするんですけれども、重点プロジェクトとして定住ということ掲げているんだと言いながら、その辺は消極的だったりとかこ

ういうふうにも見えるというふうにするものから、そういったことはどうなんだろうかと  
ということについてもお聞きをしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） 各、いろいろな指標を掲げているわけなんです。例えば、今合  
併浄化槽の例をちょっと言われたわけですが、地区計画、今想定していますのは確か  
に市街化調整区域の中で地区計画を進めていけば、当然合併浄化槽ということにつながっ  
てくると思います。指標の設定に当たっては、担当部署の方とも調整させていただいての指標  
ではあるんですけども、毎年度実施計画を策定していく中で、当然ローリングはしてい  
きますので、その計画の具体的な進捗にあわせてこの目標というのは当然、10基という目  
標を設定したから10基しかということではなく、必要に応じて当然必要な基数というのは配  
分されていくようになっていくかと思っておりますので、現時点でこれまでの実態も踏まえてこれ  
は設定したということで、少し消極的に見える数値ということになるかもしれませんが、計  
画を遂行していく中で実態にあわせて基数のほうはきちんとふやしていけるというふう  
に考えております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 基本構想のきょうは審議だということ、議決要件になっているの  
でその辺についての質疑なんだということになるかもしれませんが、基本構想がある  
んだけれども、その土台となっているのは提出をいただいた資料の基本計画ということ  
があるわけです。その上に立って基本構想だということになるのかな。逆に、これから3  
年ごとに実施計画も見直します、中間の5年目で基本計画の見直しをします、こうい  
うふうなことで基本構想は、ただ絵に描いただけなのか、どんどん変わっていくのか  
ということになるんだと思うんです。そういう点で、基本構想の中身を本当に実現  
をするといったときの基本の課題としてこの基本計画というものを示していただ  
いたところから、そういう点では重点だと言うのであれば、そこがしっかりと押さ  
えられていくということが大事だったのではないかと、私には思います。これは私  
のご意見ということで答えは要りませんが、そういうものだというふうに思  
います。

それから気にかかったのは、これも後で言いますが、産業の問題です。松島町は農  
業であったり、林業であったり、水産業であったり、商工業もありますし、それ  
から観光業ということでもあります。どうしても観光ということがメインになっ  
て、大きく出てきているのかというイメージがあります。私は商業でも観光でも、  
これは第1次産業がきちんとして

いかなかったならば成り立っていかない産業だと思っているんです。そういう点で、外国から客を呼び寄せるとか、いろいろなことはありますけれども、地元の商店であれ観光であれ、近郊における1次産業が充実していてこそ初めて地域の活性というものがもたらされるのではないかというふうに思うんですが、残念ながらそういう立ち場に立った計画にはなっていないのではないかというふうに思いました。考え方が違うんだと言われると何とも答えようが、私もありませんけれども、その辺、非常に地元の商工業や1次産業、農林漁業、水産業、こういうところに光が当てられていないのではないかというふうに思ったんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） 確かに1次産業、そこからいろいろな地産地消とかも含めて観光という町の特色を生かしていろいろな仕事の創出ですとか、いろいろなそういった発展につながっていくんだとは思いますが。確かにその辺になかなか光が当てられていないのではないかということなんですけれども、例えば今回ですと起業創業ですとか、そういった部分の項目も入れて、できればできるだけ地場の商工業の方々が新しい企業を起こしたり、そういった1次産業もそうした中で町の特色である観光振興と絡めて振興していければということでは計画は策定したつもりです。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） あと、やめますけれども、観光と1次産業を絡めて、言ってみれば6次産業化も含めてと。それを否定するわけではないんです。それもあっていいんですけれども、それが全ての1次産業の人たちがかかわれるかという、そうはならないと思うんです。多くの、例えば農業であれば農家の皆さんはそこでかかわってやれる人たちばかりではない。けれども、実際の今の1次産業、農業の問題を見ると衰退する以外ない。基本計画の中でも指摘されているけれども、農業であれ水産業であれ商工業であれ、後継者がいなくなってきた。この問題をどう解決して、地域の活性化をつくるのかといったときに、起業だけではこれは地域の活性に、私つながらないのかと。起業できる人、一体何人いるんでしょうか。支援するのは構わないですけれども、地域全体の経済をどうするのかということをもう少し考えた計画になるべきだったのではないかという印象を持ちました、ということをお話しして私の質問質疑ということにさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間でございます。私のほうからは、この長期総合計画の基本構想

部分、とりわけ本日提案されているこの基本構想を論じるときに、この26年、27年と2カ年かけた町民総ぐるみで選出いただいた検討委員の皆様のご努力とか成果、あるいはシンポジウムの開催等を見てくるにおいて、ようよう先日最後にパブリックコメントのご意見等を見させていただいたときに、前回の計画よりはさらに一步踏み込んで広く町民の皆様にお示しできるような成果品になってはいるのではないかというふうに見受けられるわけです。

それで、あえてそういったパブリックコメント等のご意見を今回反映したものとして成果品の一部という形で現在出ていますけれども、何分資料の計画性の分の資料として出されている計画編の末尾のほうには検討経過、そういったものがきちんと成果物としてまとまった暁に出てくるんでしょうから、そういったものが町民の皆様に触れるとすごく理解しやすいのではないかというふうな印象を受けます。それで、ここで申し上げておきたいのは、まず先ほど、前段今野議員さんがおっしゃったように議決要件としての基本構想ですからそういったものがいかに町民の間に浸透させるか。そして、それを進めていく上に当たっていかに町としての先導役、戦略としてもですけれども、そういったところの周知徹底と職員の皆さんが、平たく言うと日々事務事業に当たってはそういったものに目を通した形で、それらが現地におろされる形、具現化される形という方法論をきちんと固めつつ、末永く今後10年間はこの計画に基づいて進めていくという意気込みが必要だと思うんです。

そういった点で、ちょっと町長にはそのところをお聞かせいただけたらと思いますけれども、その辺、どうこの成果物を今回提案するに当たってお考えで臨みましょうか。よろしく願います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今後、10年間どうやって進めるんだということでもありますけれども、この間の全員協議会、議会の全員協議会ありましたけれども、あのときも同じようにお話し申し上げましたけれども、まず町が一番掲げている問題をどういうふうに捉えて、どうするかというのは、先ほど今後議員からの少子化の問題もありましたけれども、人口減少の問題もありましたけれども、全てそれらに踏まえて、極端なことを言うと足踏みは余りできないんだろうというふうには思っています。ですから、この間の話の中で5年ごとの見直しを、例えば3年の中で議会のほうからもチェックしていただいてやってもらいながらいきますかというお話をしましたけれども、そのぐらい切迫した問題があるんだろうと。それは1次産業もそうですし、全て何は大丈夫だというものはないんですけれども、まずは地元にいる子供たちが健やかに育って、社会人になっていったときに、できるだけ松島町に在住してもら

ような施策も考えながらやっていかなければならないということもあるでしょうし、そういったいろいろな意味でどれがどうのこうのではないんですが、一つ一つかじを切っていきたいというふうに思っております。

さしずめ、定住に関してはこれはある程度できるだけ早く進めて、この間も庁舎内で課長会議等で関係部署とちょっとやりまして、これらについてうちのほうでもどこをまず一つ重点に持っていくのかを決めて進めていくかという、それをできれば早く議会のほうに土地利用をこうやる、そのときに内諾を得られて、これをやっていかないとだめなんだろうというふうに思っていますので、そういう諸問題は全部そういったことでやっていこう。ですから、基本構想は確かにある程度膨らませてものでないとうまくないというふうに私も思っています。ただ、そこからどういうふうに持っていくかというのは一つ一つ詰めていきますけれども、なおかつ議員のほうの議会の皆様もそれらに向いて歩調を私たちをあわせていただいて、バックアップしていただければありがたいというふうに思っています。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） ありがとうございます。今町長からお話あったように、こういった計画を立てたものが差し当たり平成28年度スタートの年に当たってもそうですが、1年1年実施計画のもとにローリングをされ、5年経過して計画の再重点をされる。これまで議会の中で事業評価という制度を取り入れて進めていきたいというお話もいただいておりますことから、そういった意味では議会側もチェック機能を十分に果たさせていただきながら、ともに歩むという形になろうかと思えます。

以上、ありがとうございました。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 私も皆さんおっしゃるように思っているんです。前の15年の長期計画は1次、2次、3次とありましたけれども、そう変わっていないのが実態だと思って、大きく変わったのは、この間も申しましたけれども、くぬぎ台というのが地区計画で成功というか事業化しましたけれども、そのほかは構想なのかという感じしているのが多いんです。ですから、この間も申しましたけれども、構想は議決事項だということで、それはそれでいいのかもしれないけれども、個別の本当に基本計画になったときに、議会もこれは入るべきだと私は思っているんです。この10年間の構想を前期・後期とするんですか、それとも今度は10年間だから10年の計画で進ませるんだということになるんでしょうか。まず、それをお聞きします。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） 資料としておつけしております3ページのほうに記載してあるとおり、現時点では前期と後期というふうに5年、5年で分けて基本計画のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） そのときに議会も責任を持つということで、執行部から出してもらったのをしっかりと検証して議決したほうがいいと私は思っているんですけども、今度の長期計画つくるに当たっても、恐らく検証はしたんでしょう。1年ぐらいか2年ぐらい前だったか、ちょっと忘れちゃったけれども、検証の結果、何%、何%と出てきましたけれども、あれを見たときにこのパーセントというのは当たっているのかという感じしたのがいっぱいありましたので、執行者の皆さんが捉える達成率と私らが感じる達成率とは大分かけ離れているんです。この長期構想を見て、町民の人たちが10年後は本当に松島町開けると、活性化すると思うのかと。夢持てるのかという感じがするんです。構想は構想だけれども、計画に入るときにはしっかり進めていくということで進めないだめだと思えるんですから、この間も申しましたけれども、町長が今のところここで答えできないというような答え返ってきましたけれども、5年後、もう1回議決で皆さんに相談するということになりませんか。改正しませんか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 5年後、どうしますかと言われて議決事項に入れますか、入れませんか、ここでちょっと問う内容ではないと思いますけれども、ただ、私は前の執行部どうのこうのではないけれども、きょう以前の5年というのはあと10日もしないうちに3月11日で震災が来ますけれども、震災があって、それ以降の5年間があったが上に、基本構想も基本計画もなかなか思うように進まなかったのは事実なんだろうというふうに思っています。ですから、それはそれとしてそこはそういう震災ということがあったということで加味しなければならぬ。ただ、今後そういったことについては私たちはそれに触れることはできませんので、この基本構想、基本計画に基づいて進めていきたいというふうに思いますので、ぜひ議員さんのほうから、また議会のほうで議会活性化委員会か何かでもんでいただいて、そちらの考えがどうだというふうに出れば、我々またそれで考えていきたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 気持ちはわかりますけれども、私らは達成していただきたいというのが

希望なものですから、できるだけ努力していただいで進めていただきたいというほかはありません。全協で随分相談されますけれども、全協は全協でそんなに強い拘束力というのはないだろうと思いますので、そこはきちとした形でいきたいというのが私の本音でありますので、しっかりと10年後達成されるように進めていただきたいことを要望します。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑をなしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。原案に反対者の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

長期総合計画基本構想案に反対をするということで討論をさせていただきますけれども、私はこの計画が丸々だめだということで反対するのではなく、もっとよりよいものにしてほしかったこういう思いで、そしてこれからの松島町を本当に人口減少に歯どめをかけて前に進める、こういう町になってほしいという願いを込めて討論したいと思うんです。

これまでの長期総合計画の将来人口目標、これは2万1,000人でありました。この間、町の人口は大きく減少をいたしまして、現在1万4,800人余りとなっております。今度の新しい計画では全国的に人口減少、少子高齢化の時代を迎えたとして10年後の町の人口を1万4,000人とし、そのために宅地の開発や企業誘致、福祉や教育の充実など総合的な観点で定住を推進するとしておりますけれども、基本計画で見られる対応策は1つは土地利用における民間開発事業の推進による地区計画の検討であり、2つ目には産業拠点形成の推進となっております。また、住宅における町営住宅の建てかえ・修繕・廃止の方針等を定める計画策定及び地域優良賃貸住宅の建設検討、そして住宅の定住促進の支援となっております。地区計画については、この間くぬぎ台が実現をしておりますが、それで終わっております。現在、品井沼駅前には空き地だらけとなっております。古い町営住宅を払い下げ、若い人たちに低廉な公営住宅等を提供し、定住を促進すべきではとこれまで何度も言ってきましたが、何年たっても変化がない。震災の影響で転入もあり、減少に若干のブレーキがかかっているようですが、新計画の定住促進では転入者への住宅取得補助などとなっていて、今税金を払って町内の借家に住む住民には支援がないというのも私はおかしい話ではないかと思えます。本当に10年後、町の人口が1万4,000人で歯どめをかけることができるのだろうか。定住促進は新しい計画のもとで本当にこれを実現することができるのだろうかとかう考えたときに、これまでの計画とどこが違うのだろうかとか改めて疑問が残るところであります。

下水道における合併浄化槽の設置促進は、今後年間10基と10年間で100基の計画であります。現状とほとんど変わらない計画で、地区区域外、公共下水道の区域外水洗化率40%から47%は決して意欲的な数字とは言えないと思うものであり、心地よく元気な暮らしを支えると本当に言えるのかどうか。さらに言えば、地区計画を計画しているにもかかわらず、その増加分が見込まれていない計画となっているのではないかと考えるものであります。

私は自治体としての一番の仕事は住民福祉の充実にあると思っておりますけれども、増税や負担増、格差と貧困が広がる中、この基本構想は住民の福祉の充実、実現ということに込め得るものになっているかと考えております。例えば、公共交通網では住民の日常生活における移動手段の確保について触れられております。また、障害者福祉では福祉タクシー等が施策として上げられております。しかし、計画では現状の町営バス運営の充実にとどまっております、高齢化率35%を超える町としてデマンド交通システムなど住民福祉の立場から新たな公共交通網の構築が必要だったのではないかと考えるものであります。この点もこれまで何度もお話を申し上げてまいりました。

心も体も健やかに、笑顔あふれるまちづくりでは医療体制に対する満足度が14.7%に対して、44.8%が不満としております。若いお母さん方は町内における小児医療の充実を求めており、また休日夜間の救急医療体制の充実は定住促進にとって大変大きなファクターと考えるものでありますが、この点で計画はこれまでとほとんど変わりのない計画になっていると思えます。医療の問題は国や県の医療構想との関連もあり難しいとは思いますが、この点をクリアしないと仙台など都市部への流出に歯どめがかけられないのではないかと考えるものであります。

介護予防では、今の国等の社会保障費削減の施策の中では要支援者などが介護保険事業から排除され、症状が重くなってしまふケースが多数生じてくるのではないかと考えるものであります。本来、国等公的責任で行うべきことを地域の助け合いや支え合いでとって、地域社会に転嫁しようとするものであり、消費税増税で社会保障がよくなるかのような幻想を持たせつつ、高齢者が行き場のない状況をつくっているのはまさに政治の責任だと考えます。小さな介護事業所ほどその経営も大変だと言われており、低賃金で働く介護労働者の身分の保証などが十分に行われなければサービスを受ける高齢者へのサービスの向上も望めないのではないのでしょうか。社会保障のところで国の制度に対し住民が安心して暮らせるよう、適切な運営を行っていく必要がある。国の制度に対応して住民が安心して暮らせるよう、適切な運営を行っていく必要があるとこういふふうに言っておりますが、町の現状をしっかりと

把握し、その改善策を町民、高齢者の立場に立って国に制度の改善を求める姿勢こそが求められているものと考えます。

次に、豊かな地域社会で仕事、暮らしがつむぎ合う心通うまちづくりということでもあります。ここでは町の産業に関連する計画が策定をされているわけではありますが、1次産業は経済の土台であり、食料生産を担う大切な産業であるといえまでも言っていました。1次産業では後継者不足が深刻な問題になっております。計画の中でもこのことが指摘をされておりますが、計画ではその解決の方向を今後の課題として農業経営の合理化と生産性の向上、農業生産基盤の整備によって担い手不足を解消するとしています。つまり、後継者がいなくなってきたから合理化や基盤の整備をさらに進めて、後継者が少なくなっても生産できるようにしようとかいうことではないでしょうか。これでは論理が逆転をしているのではないのでしょうか。農家所得を保障できる生産費を償える、そういう施策をこれまで講じてくれば後継者不足がここまでくることはなかったと思うものであります。生産費にも届かない米価で、後継者ができるはずはありません。これを推進してきたのはまさに国の農政そのものではないのでしょうか。そして、今度はTTP推進であります。家族的農業経営は完膚なきまでにたたきのめされ、最後は汗水流して耕し、基盤整備してきた農地を取り上げられ、いつか松島町の農地、良田美田と言われる土地は不在地主のものになる日が来るかもしれません。この計画は国の農業切り捨て政策をそのまま推進しようとする政策だと言わなければならないと思います。これでは地域農業も地域経済も立ち行かなくなるのは当然で、地方の再生、これを言うのであれば1次産業にもっと確かな位置づけを与えなければならないと考えるものであります。

以上のような点を指摘しながら、長期総合計画基本構想案に反対の討論をいたします。終わります。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。議案に賛成の方の発言を許します。ございますか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今質問された方、その思いは私も同じです。ある程度は同じです。皆さんの、議員の皆さんの思いもそれぞれあると思います。この2年間、本当に膨大な時間と予算をかけながらこの計画を練り上げ、私たちも何度か全協とか何かを、そして意見も申し上げました。本当に今発言された意見は非常に重いんです。非常に重い意見です。町長は昨年まで議員としていらっしゃった。その当時はそういう立場で私たちと同じような意見、思いを持っていたと思う。しかし、今回執行部となって今回初めて自分でこの計画を立てられ、

これでいこうというようなことになるわけです。松島町にはさまざまな課題、問題がたくさんあると思う。そういう中で職員も今指摘されたことは十分に重く受けとめて、これを10年後櫻井町長がここまでやったと町民に向かってそれで報告できるような、こういう実行力を持った町運営していただきたい。そして、我々議員もそれを監視していく。

私は今菅野議員さんがおっしゃいました。こういう計画の中に町議会議員も入れてほしい。こんなことを言うと口幅ったいと思いますけれども、議員は常日ごろ町民の皆様と、それからこうやって議会といろいろな問題を常々議論しているわけです。そういう中で、本当に口幅ったいんですけれども、いろいろな代表者の方、産業の代表者の方も大変素晴らしいと思います。しかし、こういう全体的な議論をするためには議員の人たちの参加が、私は必要だと思うんです。そういうことも含めながら、このような今発言された皆さんの意見を十分に尊重して、今後この問題に取り組んでほしい。そして10年後、このような問題がまた議員から質問されるようなことのないように、そのように私は期待をして賛成の言葉にさせていただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。（「なし」の声あり） ございませんね。

討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数です。よって、議案第1号松島町長期総合計画基本構想の策定については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第2号 松島町国土利用計画（第四次）の策定について

○議長（片山正弘君） 日程第4、議案第2号松島町国土利用計画（第四次）の策定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論参加、ございますか。原案に反対の発言を許します。8番今野議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。松島町国土利用計画の策定ということで、案が示されているわけですが、この計画書の冒頭前文を読みましたら、松島町長期総合計

画に即して作成されている、こういう文言がありました。当然のことかと思いますが、ただいま長期総合計画に反対をいたしました立場でもありますことから、これについても反対をするということにしたいと思います。終わります。

○議長（片山正弘君） 次に、原案の賛成の方の発言を許します。ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数であります。よって、議案第2号松島町国土利用計画（第四次）の策定については、原案のとおり可決されました。

---

---

日程第5 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の  
制定について

○議長（片山正弘君） 日程第5、議案第3号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。ございませんね。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） もう一度、きちんと立ってください。起立全員です。よって、議案第3号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

---

日程第6 議案第4号 松島地区安全安心なまちづくり避難公園の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（片山正弘君） 日程第6、議案第4号松島地区安全安心なまちづくり避難公園の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井でございます。ちょっと疑問に思ったところが何点かありましたので、質問させていただきたいと思います。

まず、第3条の（7）です。たき火、火器の持ち運びその他危険な遊びをすることはしてはならないとありますが、ここは避難公園となっております、何かあれば炊き出し等も行うことでしょうし、そのためのかまどというふうなのも設置しているみたいなんです、そのこととの整合性というふうなのはどういうふうになっているのか、ちょっとお話し願えればと思います。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 第3条のたき火、火器の持ち運び、こちらにつきましては通常の使い方という形で上げさせていただいております。キャンプファイアーであったり花火であったり、そういう中ではこの場所については禁止をさせていただくという内容も含めたところで、こちらに記載をしております。災害時に関しましては、防災かまども設置しておりますので、その周辺という形で災害時については対応していく、そういう形になります。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） これは文言的には全然問題ないというふうなことで理解できるのでしょうか、どうでしょうか。そこら辺、ちょっともう一度お願いいたします。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 問題ないと考えておりました。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ほかの方、町長、大丈夫なんですね。こういうふうなところに関しては、町長の権限があれば、第5条とかそういうふうなところがありますから、そういう非常のときはというふうなものが文章になくてそういうふうなのが大丈夫だということによろしいんですね。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 基本的には大丈夫だということです。条例をつくる上で、同じような公園もあります。松島町ですと都市公園条例もあります。あと、他市町村でも類似的な条例もあります、県もあります。県の公園の条例もあります。そういうことを参照させていただきながら、まずこの条例をつくらせていただいたということで、文言の表現等々のその辺も

整理させていただいて、そのほかに関係するものにつきましては町長がというコメントを残しながらこの条例をつくらせていただいたということでもあります。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） では、それは大丈夫だということで理解させていただきます。

その次に、第5条の3です。業として写真、映画、またはテレビの撮影をすることは町長の許可を受けることとなっていますが、その業というふうなのは主に何を指すのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） なりわいとしての判断ということになるかと思うんですけども、会費であったり入場料を徴収して行う撮影会であったりとか、撮影教室みたいなそういうものがここで考えられるかと思って上げております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） では、この料金表が載っておりますけれども、その料金表の撮影根拠というふうなのをお示し願いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 別表につきましては、松島町の都市公園条例の料金をそのままこちらのほうに引用させていただいております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） テレビの撮影等3,000円というのはすごい安いのかと思います。県の何か都市条例とかというふうなのを見ると3万3,300円というふうなことになっているので、ちょっとそこら辺の金額というふうなの大分差があるのかと思うんですが、そこら辺はどうなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 県の料金と比較ということではなく、今回町の公園という形で考えさせていただきましたので、町の都市公園条例の料金をそのまま使わせていただいております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） それでは、このカメラ1台というふうな部分なんですけれども、これはモデル撮影会とか何かというふうなことだと思っておりますけれども、それは1人1人徴収するというふうな形になるわけですね。そこら辺、ちょっと確認です。よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 申請につきましては、お一人お一人からの申請ではなく実行委員会であったりその会、主催をする会からの申請ということになりますので、その申請書の中にこういう必要事項等を書いていただくという形になりますので、お一人お一人という方から徴収するのではなく、申請をいただいている団体等からいただくような形になります。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今後、三十刈とか石田沢とか避難施設等もこういうふうな大きな広場というふうなのができるわけですが、これらについても類似した条例というふうなのは考えているのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 基本的にはこれから、来年度ごろになってくると各施設等、三十刈、石田沢等々できてきます。この辺の管理に関する条例等は今後考えて対応していかなければならないというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今回の西行戻しの松の部分の7条の表を見ますと、この部分、一番最後の皆さん、表見てください。西行戻しの松パノラマのずっと後ろのほうの紫の部分の広さが1万2,352平方メートル、こういうものを借りたい、ここで何か音楽会、仮にやりたいとそういうような申し出があったとすると、この別表には1平方メートルにつき10円ですか。そうになっていますね。1日10円だとそういうことになると、まず最初、1日につきというのはその夜あそこは使えないでしょうから全く日中、1日分の計算、半日しか使わない。仮に午前中だけあとは午後からしか使わないということでも1日という解釈でよろしいんですか。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） こちらの解釈につきましては、1日の解釈、先ほど色川議員さんがおっしゃっていただいたように、午前であれ午後であれ、1日の考え方になります。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫君。

○10番（色川晴夫君） わかりました。そして、1万2,352平方メートル、掛け算すると1日あそこを使うと12万3,520円になるわけです。相当な金額になると思うんです。そういう中で、これも都市条例を参考しながらつくったのかというようなことが考えられますけれども、ちょっと高いのではないかと。減免規定あります。減免規定ありますけれども、その対象にならないそういうものが12万3,500円も出してあそこのところを借りるというようなことがある

かどうかなんです。そのように、これも都市公園条例から参照して出したものでございますか。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 紫の部分といえますか、青い部分に関しましては許可を受けて使用できる区域としてこの範囲を示しておりますけれども、利用者はここ全部を使用するわけではなく、その中の一部、この部分を使用したいというそういう申請に基づいて、その平方メートルで計算をするという形になるかと思えます。最大で全面をとにかく使いたいんですということになれば、先ほど議員さんがおっしゃった料金になるかとは思いますが、その中的一部分、この部分を使用したいということになればその平方メートル単価になります。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。半分、あそこの公園は上段と下段ありますから、その辺の面積掛ける10円というようなことでよろしいんですね。

それからこの黄色の部分です。駐車場除いてあの山のほうも使いたいと、あずまやあるような、パノラマハウスの後ろです。そういう仮にそういうことが申し込まれば、それに準じてこれも一緒だと、10円掛けるということよろしいんですか。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） それ以外の色の違う部分、赤い点線で囲って、さらに青い部分を除いた部分に関しましては使用の許可を出す部分ではなく、こちらに関しましては散策とか観光客とか、大変眺望のいい場所なので独占してしまうということを避けるために申請をいただいて許可ができる範囲は青い部分、それ以外の部分に関しましては許可をしない部分として一般の方々、観光客の方々に充分眺望を楽しんでいただける西行戻しの松公園という形で示しておりますので、ここの部分についてここを借りたいという形で申請はあっても、許可ができない区域になります。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。

それから、今桜井議員もおっしゃいましたんですけれども、別表につき2番目のなりわいとしての写真の撮影、撮影機1台につき1日800円だと。写真撮影、海岸でもよくやっているんですよ。モデルさん来まして。あといろいろな撮影やっていますけれども、そういう場合のこの2番目の撮影機1台につき、撮影機ってどの程度の撮影機が1台これ1日につき800円な

んですか。仮にですよ、あのようなモデルさんとかいろいろな人が来て、いっぱいわっと来るわけですよ。その撮影機、カメラも撮影機ですから、それも1日800円いただくのかなとこう誤解するかもしれませんので、この撮影機というのはどの辺の撮影機、どこまでの撮影機なんですか。カメラも含むんですか。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） なりわいとしての写真の撮影ということになりますので、その部分についてはカメラ等も1台という解釈になるかと思います。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ああいうモデルさんとか何かは会費として写真撮りますから、業として主催者は業なんですよ。ただ、あの人たちからまた100円ということになると、主催者のほうは800円プラスして参加費もらわなければならないということになりますけれども、ちょっと高いのではないですか。カメラ1台100円、800円というようなことになりますので、（「そんなの心配することないよ」の声あり）ああ、そうなんですか。いやいや、私心配しているからこういうこと言っているの、それはあなたが質問してください、あと。そういうことで、どうかこの辺の考え、まあ見直すとかそういう方向も考えられないかなとこう思うわけです。それから、仮に今パノラマハウス、これを貸したとそうなった場合、これ管理です、どのような方法でどういった形でやるのか。確実にこのように使われているということが私問題になってくるのではないかと思っています。役場には当然申請しますよ。そうしたら申請したらあそこはどのように管理していくのか。このように適正に使われているとそういうことがあると思うんですよね。その辺はどのようなんですかね。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 当分の間は産業観光課直営という形になりますので、許可を出して、ずっと常駐という形は、その状況にもよりますけれども、職員が管理という形になります。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） あとは、この今パノラマ、ロアンさんやっておりますけれども、仮にこの方が申請出してあそこやりたいというようなことがあって、それは特例ということがあると思うんですけれども、この特例の基準ですね。これ規則とか何かでみな書かれておると思うんですけれども、こういう催し物してもらうのは非常に結構なんですよ。そういう中であって、あそこの経営している人が何かやりたい。それでそういうことが申し出た場合、全て

特例対象になるかどうかわかりませんが、管理していただくのも一つなんです、あそこの人には。管理していただく。そういうことになって、その辺どう考えていますかね、あそこの経営者がもし仮にやりたいとなった場合はこの条例に全部照らしてやるのか、特例にするのかということがあると思いますけれども。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 西行戻しの松公園を使いたいということになりますと、青い点線で囲われた部分での開催となりますので、特例という形にはならないです。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） 今の色川議員さんのあれの中でこの区域外のこの議案自体がその区域内の許可とかという話だと思うので、これまでもパノラマハウスあたりの桜の花咲いた時期とかはテレビとかいろいろな新聞とか何とかも来てたと思うんですけれども、そちらはさきの課長の答弁だと何というか許可出せないとか今までも観光班のほうに申し込みがあって、それで多分許可とかやっていたのではないのかなと思うんですけれども、そっちの区域外の部分どのような方法でこれからやっていくのかなというの、これまでどおりなのかどうかちょっと聞きたいと思ひまして。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） そういう報道等、観光PRも含めてなんですけれども、その部分につきましては貸し出しエリアではない、そこの中での撮影ということにはなりませんので、そういう観光PR、それから撮影に関しましては今までも企画書等を出していただいた中での判断という形になりますので、そちらにつきましては撮影に関しての許可はできないという形ではなく、観光振興のPRの部分に属するかと思ひますので、撮影ができないのではなく撮影ができる方向で考えております。

○議長（片山正弘君） 高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） おとといの町長の施政方針の中でも仙台フィルムコミッション等を有効に使ってということで、もっとこれまで以上に松島町のほうのあれを発信していかなければならないというようなことだったのであえて質問させていただきました。ちなみに、私も何回かテレビ等に出させていただいていますが、全部自腹でございませぬ。それだけお金でもかけないと余りよくは、何というか見てくれないのではないかと申ひて質問させていただきました。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。今野 章議員。

○8番(今野 章君) うんと簡単な質問なんですけれども、1つだけ確認だけさせてほしいんですが、例えばこの許可を受けなければならない区域ありますね。もうすぐ花見の季節なんですけれども、許可を受けなくてもいい区域のところでは花見をしようと思って行ったらいっばいだったと。せっかく来たんだから許可を受けなければならない区域のところでは花見酒でもやろうかとかこういうこともあるかと思うんですが、そういうことについては全く許可要らないということでもいいのかどうかですね。お聞かせください。

○議長(片山正弘君) 阿部産業観光課長。

○産業観光課長(阿部礼子君) お花見に関しましては、許可が必要な部類には入らないとは思っています。ただ、宴会はなかなか、お酒が入るものについては県の公園の中でも宴会という形は規制をしております。なかなかあのエリアの中でお酒、酒盛り、お花見というのはなかなか、今までもそういう状況は余り望ましくない状況もございますので、それは継続していきたいと思っております。ただ、お弁当を広げてご家族であったりそういう形で、お仲間でお昼を食べたりという形は可能かと思っておりますけれども、宴会まではなかなか認めるわけにはいかないのかなと思っております。

○議長(片山正弘君) 今野 章議員。

○8番(今野 章君) そうしますと、お酒入ったのはだめだとかいうことになるかと思うんですが、でも花見というものにはワンカップの1つや2つはつきものだと。これは一般的なのかなとこんなふうに思うので、その辺のいわゆる許可区域、あるいは許可区域外も含めて町の対応というのはそうするとどんなふうな形になっていくんでしょうかね。

○議長(片山正弘君) 熊谷副町長。

○副町長(熊谷清一君) 花見ということに限定してちょっとそういう時期的なもの、季節的なもの、この辺は1つの県の条例などでもさっきあったようにありますが、その辺はおのおの判断かなと。ただ、そこでみんな集まって火でもたいて、さっき言った公園の中であいうようなもっとプラスアルファの行為については、それは制限がかかるというふうな理解をしております。ですから、花見とかそれは日常許される範囲的なものであればいいとは言えないですけれども、そういうふうに解釈していただければなというふうに思う。ただ、さっき言ったように、何か特別そこで店を開くとかそういう行為になってくると、それはまた別な話ですということでもあります。

○議長(片山正弘君) 今野 章議員。

○8番(今野 章君) そうしますと、常識的な範囲内とかいうことで考えていいのではない

かとう理解してよろしいですか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 大変答えとしては難しいところではありますけれども、結局そういうときというのは本人ばかりではなく第三者とかいろいろな方が来ていらっしゃる。そういう中での1つの行為でありますので、その辺は常識的な行為の範囲でお願いできればなということであります。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第4号松島地区安全安心なまちづくり避難公園の設置及び管理に関する条例条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を11時20分にします。

午前11時10分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

---

日程第7 議案第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第7、議案第5号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正、こういうことで、全体としては説明によりますと地方公務員法の24条の第2項が削除されることによる項ずれ、これを修正するんだとこういうふうになっているんですが、わか

らないのでお聞きするんですが、24条第2項というのは前項の規定の趣旨はできるだけ速やかに達成されなければならない、こう書いてあるわけです。前項というのは24条1項ですね。職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないとこうなっています。この24条の2項を削除したわけですが、実際の運用のところでこの2項を削除するとどういうことが起きるんでしょうか。何が違ってくるんでしょうか。何のためにこれを削除をしたんでしょうか。削除したことによって違ってくること、現場で違ってくることを教えてください。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 現場で違ってくることは、人事評価制度が出てくるということで、それで職員の給与は職務と責任に応ずるものということができるだけ速やかに達成されているという状況ですので、これが削除されたということで、人事評価は新年度から始めていきますので、その辺は変わってきます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、あれですか。2項については1項の趣旨をできるだけ速やかにやらなければならないとこう規定しているわけですが、2項ではこの人事評価制度を行うためには一定の期間が必要だと。そのために速やかにやることは可能にならないとできない。だから2項を削ったというふうに解釈していいんでしょうかね。言ってみれば、評価に時間がかかるわけでしょう。半年なら半年評価して、職員の等級を上げるとか昇任、降格、こういうものの判断をしていくとその期間が生じるので、直ちにやることができないのでこの2項を削ったということに解釈していいのかどうかですね、その辺どうでしょう。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 評価に時間がかかるというか、これはなるべくかけないでやるということが人事評価のセオリーになっていますので、かけない方向でやるということです。それで、この法律、26年に決まっております、これが実現されれば速やかに達成されるということでございましたので、このたびに削除されたものと私は理解しておりました。

○議長（片山正弘君） 他にございますか。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今町にこの任期付職員っているんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 今はゼロでございます。過去には2人おりました。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今後採用する場合も出てくる、来ますよね。何か特殊な事業なり特殊な

もの、事務事業を進めるためには必要なときも出てくるんだと思いますが、採用する考えはあるんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 近々にはないんですけども、ないとは限らない。任期付職員はいずれ採用することはあり得ると思います。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第5号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第6号 松島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第8、議案第6号松島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。私のほうからはこの人事評価制度を導入するに当たって、先ほど総務課長の答弁にありましたけれども、平成26年に法施行を見ているわけですけども、この間、町の職員の皆様に対しては導入に当たっての説明やら、あるいはいろいろなご質問、運用に当たっての考え方とかそういったものを踏まえて説明会というんですか、そういったものは何度となく開いておるのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 今人事評価要領をつくっておりましたので、先月の末に職員組合の、今代表者というのはいらっしゃらないんですが、お世話役をしている方に説明をさせていただきました。今月中にこの評価要領が大体まとまりますので、新年度になりましたら評価す

るほうと評価されるほうと、説明会というかしていきたい。9月1日現在で実施をしたいというように考えております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 人事評価は人事、いわゆる評価をする側とされる側ということですから、町長にかわって管理者の皆さんがその部下職員を人事評価し、ここが大事なんですが、勤務評定とはまた違うというところですね。要するに、その職員が職務能力向上のためにということになされるというところが強調された形でないと、勤務評定とごちゃ混ぜになってはいけないというところがありますから、その辺だけは十分配慮した形が求められるのではないかなと思いますけれども、いかがなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） そのとおりです。勤務評定というのが実質上なくなりまして、人事評価だけになるわけでございますので、勤務評定だと一方的な評定だけだということですが、人事評価は相談もしてというか顔を見合わせてお話し合いをしながらということをやっていきますので、さらにまた違うのは能力プラス評価という側面も持っているというところで、大きく違うのではないかなというように思っております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） そうすると、職員と管理者、管理職の方とのヒアリング等を踏まえながらそういった人事評価をなさっていくという形をとられるということで理解していいですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） そのとおりでございます。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今回の議会で事故報告ありましたね。交通事故3件、それから時々事務処理のミスなども出てくるんですが、そういうのは評価されるんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） どの程度の事故、トラブルになるかは別にしましても、評価の対象にはなってくると思います。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） そうした場合は賃金というか給料というのに響いていくんですかね。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 事故を起こしたことがすぐに賃金に響くか、給料に響くかというと、

また答えとしては難しいところがあるわけですが、今回の人事評価で私どもでやりたいと思っておりますのは、うちの町の職員のラスパイレス指数が物すごく低い、県下では下から2番目ということで、これを上げるがための材料にしたいというのが人事評価の大きな目的でもあったもので、それを大事にしていきたいと思っています。

分限とかそういったものにつきましては、また別なところでの給与の削減ということになっていくんだと思います。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ラスパイレスというのは今松島町の現状を見ると年齢の高い職員が意外と少ないような感じするんですけども、若手が、あとは中間層がちょっと抜けているような感じするので、そういうことで全体の給料が下がっているのかなというふうに思いますけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 年層別のラスパイレスというのは非常に難しいところはあるんですけども、我々ですとラスが95ぐらいです。40ぐらいで若干低い。あと、入ったばかりの人たちが比較的高いという状況にはあります。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。勤務評定ですか、を今度はやめて能力本位のほうに切りかえていくと、人事評価制度に切りかえていくとこういうことになるわけですが、人事評価の問題というのは大分前にもあって、既に導入はしようと思えばできるとこういうことだったと思うんですが、これまで本町で導入を見送ってきたというのはどういうことから見送ってきたんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 震災前に、3年ぐらいですかやっていました。震災後、やっていなかったという状況です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） その震災後にもとに戻ってしまった、それは業務が忙し過ぎるのではなかったということなんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） それが一番の大きな要因です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番(今野 章君) そうしますと、本町では人事評価制度と勤務評定と、勤務評定ですよ。その2つを経験しているわけですが、その違いについてもよく御存じなのかなと。それぞれの上よしあしというのがあるのかなと思うんですが、その辺についてどういうふうな感想をお持ちでしょうか。

○議長(片山正弘君) 亀井総務課長。

○総務課長(亀井 純君) 人事評価自体はうちはまだ本格導入していませんので、存じ上げていないというか体感はしていないと。これまでやったのは、あくまでも勤務評定のような話です。

○議長(片山正弘君) 今野 章議員。

○8番(今野 章君) ここに平成26年6月9日に地方公務員法等の一部を改正する法律に関する説明会の資料の5というのがあったんですね。これは地方公共団体における人事評価制度の導入についてということで、総務省の給与能率推進室でつくった資料のようなんですが、これ見ると今度の人事評価制度をやっていくとそれぞれ昇任、昇格、昇給、免職、降任、降格、降号などなどということで、降格等々も含めて評価ということになってくるのかなというふうに思っているんですが、こういうことで進んでいくと結局能力、どこかに書いてありましたね、今度の人事評価制度の目的といいますか、いわゆる職員の執務の状況を把握、記録するものとしての性格は勤務評定と同様であるが定義、位置づけを明確に1つしたんだと。それから従来の勤務評定と比べて能力実績主義を実現するための手段として用いていきますよとこんなふう書いてあるわけで、能力実績主義を実現していく手段と言ってみれば、成果主義ということに私はなるんじゃないのかというふうに思うんです。

先ほど、最初に読み上げたところでの勤務評定と性格は同じなんだとは言っていますけれども、人事評価をやることによって能力実績主義をやっていくと、これになれば成果主義ということになると思うんです。そうしますと、成果上げなければならぬ。同じ職員でありながら、競争という関係が共同の仕事をしつつ競争という関係が出てくるのではないかとこんな気もするんですが、そういう矛盾を抱えつつやられるということになると、また精神的に追い詰められたりそういう人が出てくるのではないかと、いろいろ懸念事項が私には出てくるのではないかなという気がするんです。その辺の問題というのはないのかどうかです。いかがでしょう。

○議長(片山正弘君) 亀井総務課長。

○総務課長(亀井 純君) 先ほども申し上げましたが、うちで人事評価をやる目的というのが

給料を何とか上げたい、上げる根拠にしたいということでもあります。降任、降格の話も今議員されておりましたが、これを積極的にやろうという気はほぼありませんで、上げる根拠にしたい。それから昇任する、昇格する、そのときになぜこの人が上がったのかということを客観的にもわかるようにするための根拠でもあるというように思っています。それで、能力実績主義だということですが、否定はできない部分があります。ですが、共同でやっていてどちらも同じような仕事をしていて、片方がだめで片方がよくて、それは絶対あり得ない話で、なくすようにしなければならない話でございますので、その辺は努力していきたいと思っています。

それから、競争が激化し過ぎて心の病を持つ人が出てくるのではないかとということですが、その辺は懸念するところではあります。ただし、この競争激化だけが今心の病の原因にはなっておりません。今でも競争というのは、若干ですがあるはずですので、心の病というのは別のものが原因してなっている状況ですので、この辺は面談というのがありますので、過去に一度この面談を入れた勤務評定というのもやったことがあったんですが、あれは結構よかったなと思っていましたので、面談というのも大事にしていきたいというように考えています。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） この中でも言っているように、勤務評定と中身は同じだと言いながら、この制度を法律でもって各自治体でやりなさいよとこうするところに、今までと違うところがあるんだと思うんですね。それ自体が、成果主義をきちんと持ち込みなさいとこういうことに、私自身はなっているというふうに思うんです。この資料を見ますと、最後のほうに、いろいろあるんですが、結局今でもそうなんだとは思いますが、何級にどの程度のパーセントの人を置きなさいということが入ってくるわけですよ。そうしますと、3級から4級に上がるためにはここで成果出さないと上がらないわけですよ。まさにそこに競争が生まれるし、同じ対人関係、同僚であろうともお互いに矛盾抱えながら仕事をしなければならないという関係を持っていかざるを得ないということが出てくるのではないのかなというふうに思うんです。私はそういう点で、できれば勤務評定のままでよかったのではないかなという気がするんですが、何分にも法律ができてしまったので、皆さんのほうがやらざるを得ないというふうな格好になっているのかとは思いますが、そういう点で評価の中身をどうつくるかということも問題になってくるのではないかとこのように思うんですが、これは評価の方法については、国等から示される内容というのがどういうふうになるのか。それを

どの程度受け側の自治体側、町側として変えることができるのか。その辺についてお知らせください。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 今県からの情報が流れてきていまして、それをうちの町ではどの程度調整できるかということでやっています。まだまだ決定には向かってはいないんですけども、先ほど言った成果主義という言葉が出てきましたが、昇給昇格の端境にいるときに、職員が悩んだり、無駄な努力と言ったら失礼ですけど無用な努力と言いましょうか、そういったことにならないようにはこの人事評価をやっていく上で気をつけなければならないというように思っております。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 本当に人が人を判断するわけですね。非常に難しい部分であります。文字で書いてこのようにするということが、今一般社会では行われておりまして、私テレビ見てたら富士通が7、8年前にこれ導入していまして、職員の人事評価なんですよ。業績云々かんぬんと。職員のいろいろな民間企業ですから業績上げなければならない。その課の業績が上がっていない。それは課長の責任だと。課長がその課の全責任が課長に来るわけですね。そういうことをこの間というか相当前に富士通が導入していた。そういうことで、課長が物すごいプレッシャーかかりまして、何とか業績上げなければならないということがあるわけですね。今質問あるように、今でも職員の方が心の病として今休んでいる方いらっしゃいます。こういう中で今亀井課長がそういうふうにならないような施策も考えながらやるよということなんですけれども、果たしてそうなのか。非常に心配なことがあるかなとこのように思いますね。そういう中で、でもその厳しさは求めなければならないということがあるんですよ。その辺の非常に問題、難しい問題なのでその辺のフォローというんですかね。職員のフォローというんですかね。その辺はどのように考えていますかね。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 前段のところの課長のプレッシャーというところですが、人事評価制度ができて、一番プレッシャー感じるのは多分課長だなと私は思っています。仮の話として、A、B、C、D、EランクでDとEの職員がいっぱい出てしまった、自分の課に。責任は多分課長だろうなと。職員は非常に難しい公務員試験を受けて、受かって、職員になって頑張っている。その職員たちの能力を十分生かし切れないでこういう評価になってしまったということで、課長のプレッシャーというのはかなりあると思います。ということが富士通

のレポートにも書いてあった記憶があります。

それから、心の病を持った方の話ですが、私もこの間までいた課で1人、初めて自分が担当した課で初めて心の病を持った職員が出てきたわけですが、前兆を見られなかった、見逃してしまったというのが、私管理職として反省しているところです。あのときこうだったなというのを見逃してしまったということがありますので、今はもうちょっと積極的にというか、職員に自分から話しかけるようにはさせていただいている。職員と管理職がコミュニケーションをとることで、特に課長と、うちの町ですと課長と主査以下の方とコミュニケーションとることがそういった予知を容易にしていくのではないかと私は最近思っています。そういったことをほかの課長さんたちにも申し上げながら、進めていきたいと思っています。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことが危惧されていくんですね。そういうふうになると、今度はヘルスワーカーとか産業医とか、いろいろな形でご相談する機会があるのかなと思うんですね。そういうことで、その辺の心の病のそういう相談するほうの充実も図っていかねばならないのではないかなと思うんですね。その辺の対応はどう考えていますか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） そうですね。産業医の先生とは情報交換はしていますし、仮に病でお休みになった方が職場復帰訓練をします、それでオーケーだというときには産業医の先生に必ず診ていただいて、オーケーかどうかという判断をいただいて復帰してもらおうというやり方をしています。職員が1人にならないことが心の病を持つ人を減らしていく一番の方策ではないかなと私は思っていますので、先ほども申し上げましたが、一番うちの町の職員間で欠けていると私は思っているコミュニケーション能力、この辺の向上は図っていかねばならないと思います。これは12月議会で私申し上げましたが、と思っております。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。原案に反対者の発言を許します。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。松島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論したいと思います。

この改正は地方公務員の勤務評定を廃止をし、能力評価と業績評価を中心に人事評価制度の導入を図るもので、地方公務員の仕事にはこうした成果主義はなじまないものと考えるところであります。先ほどお話をいたしました国の地方公務員法等の一部を改正する法律に関する

る説明会の資料では、国の人事評価制度と同様の取り組みをしている団体数の調べがありますが、市区町村では1,722団体中563団体、32.7%でしかこの人事評価制度をこれまで実施をしておりません。これは実際に運用するとなると実情に合わないという運用の難しい側面があったからではないかというふうに私は類推をするものであります。

また、先ほど民間のお話もありましたけれども、民間での成果主義取り入れによって必ずしも成果が上がっているという状況にはないというようなことも伝えられているところでございます。成果主義が貫かれることになれば、町民との関係でも例えば生活保護行政であるとか徴税業務などでは権利の侵害であるとか福祉切り捨てなどで深刻な事態を招いていくと。こういうことも考えられるのではないかと思います。職員は、結局のところ上司の顔色を窺って、町民のほうを向かなくなってしまうのではないかとこういう懸念をすることでありますし、町民に奉仕しようというそういう意欲をなくすのではないかとというふうにも考えるところでございます。

以上のような点から、本条例の一部改正に反対をするものであります。終わります。

○議長（片山正弘君） 続いて、原案に賛成者の発言を許します。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 賛成の立場で討論します。

法律の改正に伴い改正するものであります。聞いたところ、職員を適正に評価しながらラスパイレスをアップさせるという目的もその1つだということであります。職員のプレッシャーにならるように、しっかりと評価する職員も適正な評価をし運用することを望みます。以上、賛成の討論です。

○議長（片山正弘君） 他に参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数です。よって、議案第6号松島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第9、議案第7号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございませんか。ございませんね。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 菅野です。この条例が改正されて、かかわる職員ってどのぐらい出てくるんですか。皆さん、出てくるんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 近々にはないと思っておりました。

現行の表現でよろしいかと思ったんですが、近々には出てこないとは思っておりましたが、人事院の規則の改正で、改正の必要が出てきたということで提案申し上げたというところがございます。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） よくわからないので、どういうときにこういう勤務になってしまうのかなど。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） では、例えば勤務時間、休憩のことですが、早出・遅出とかという勤務の形態をとる条件というのがありまして、その中に小学校に入る子供を持つ、児童を持つ職員という定義だったのがこの義務教育学校のどうのこうのという表現になりますという提案でございます。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第7号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第8号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第10、議案第8号松島町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございませんか。ございませんね。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第8号松島町長等の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり決することにされました。

---

#### 日程第11 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第11、議案第9号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございませんか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） この議案は平成26年12月15日第4回定例会のときにも、これ出ました。そういう中で今の6号議案ですか、それにも絡むんですけども、人事評価ですね。今ラスパイレスというような話が出ました。今の答弁の中にも松島町はその当時、2年前はラスパイレス90.5と、宮城県は大体94.5、94か95ぐらいだと。先ほどの答弁の中にも松島町は県下ではトップクラスに低いんだよというような中で、今回のこの人事評価に基づいてそれでこれから算定しながらそれを上げる材料にしていくというようなことが答弁なされました。今回、この条例出まして、今回はこれでもってどのぐらい一応平均的に上がる、平均的に上がるということはないですけども、どのぐらい上がるはずですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） ラスが上がるかということでございますか。ラスは、基本的に全体的に上がりますので、そんなにパーセンテージには響きませんので、今27年4月1日現在で91でございますので、91のまま落ち着くかなというように思います。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういう中で、91でもかなり低いわけですよ。全体的に94か95ですから、県内は。仙台は別格です。仙台は109と、2年前の。もう10ポイント以上の差があるわけですよ。

ね。そういう中で、私は余りにも低いと職員の士気にも出てくるのではないかなど。話ししながらでも、松島町はほかから見ると低いんですよというようなことがあるわけですね。そういう中で、こういう機会に92でも93でもしていただければなど。これ議事録とってみてみましたが、今後こういう機会があったら本当に早く上げていくような方法を考えて、手立てを考えていきたい。今回のこの法律に基づいての人事評価というようなことがありますけれども、そういう中でこの職員の給与は世間並みに、ほかの市町村並みに早く検討していただければいいのかなと思うんですけれども、その辺、町長、どのようにお考えになっていますか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今回のものは人事院勧告で県内全部そういったことで上げるので、パーセントは上がらないと思いますけれども、職員の給料、この間若い職員ともちょっとお酒飲みましたけれども、給料安いという話は聞いていますので、人事評価等々で今後できるだけ早く考え直すべき。今いつから上げますとはなかなか言えませんが、前向きにやっていきます。やりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） こういう給料上げるとか何とかということになりますと、職員数、非常に多いものだから大変な金額になって、その財源はどこから持ってくるんだと今度財政課長のほうがあると思うんですけれども、これからの人事評価も含めながら給料を上げるということになる場合、厳しくできるんですよ。給料安いままにしているからだめなんですよ。そういうこともあるんですね、一面は。ですから、厳しくするためにもこういう生活給を上げていながら、頑張ってもらわないと、頑張っていたきたいということを込めて、本当に世間、ほかの市町村並みに早くやっていただきたいことを要望しまして、終わります。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。ございませんね。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第9号職員の給与に関する条例の一部改正

については原案のとおり可決されました。

ここで、昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（片山正弘君） 会議を再開いたします。

9番太齋雅一議員、所用のため午後から早退する旨の届け出がありましたので、お知らせをいたします。

---

日程第12 議案第10号 松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等  
に関する条例等の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第12、議案第10号松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第10号松島町議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第11号 松島町東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第13、議案第11号松島町東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討

論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第11号松島町東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第12号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第14、議案第12号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今現在はこういう資格を持った先生、いらっしゃるんですか。この資格を持った先生。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 今回の学校教育法の改正によりまして、義務教育学校というものが加えられた。これからが、この4月から施行されることによりまして、この先生、この資格を有する教諭というふうなことで4月からは一応こういう先生になる。これまではないということなんです。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） この資格はこれから取るということですか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 学校教育法の今回の改正によりまして、第3条のほうに教職員免許法の一部改正ということもあります。それで、義務教育学校の教員というものは、小学校の教員の免許、そして及び中学校の教員の免許を有するものでなければならないということになっております。こういう方が一応義務教育学校の教諭というふうなことでなるということになると思います。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。そういう両方を持った資格の先生って松島町に今いるんで

すかと聞いたの。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（小池 満君） 免許状自体小中の免許状を併有している教員はおります。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 何人っしや。

○教育長（小池 満君） 確認はしておりませんが、割合としては少ないです。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 何かこのごろ全くこれと関係ないんだけど、免許証ないのに先生やっていたとか新聞報道されたんですよ。それから免許状っていうんですか、先生だから。書きかえを忘れていたとかそういうことがあったものですから、そういうものできちっと確認していたんだろうかなと思って。だから、こういう両方持った先生も松島町にいるのかなと思って今質問したんですけれども、今前段にちょっとお聞きしたいと思うけれども、松島町にそういう確認をしているのかというようなことをお聞きします。

○議長（片山正弘君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 原則としては、自分の資格でありますので自己管理が原則ですけれども、そういう事例も実は以前からもあったんですね。したがって、教育事務所、あるいは県教委から校長は職員の免許状の更新について確認をするようにという指導は毎年行われているわけですが、それでも忘れる人がいるから問題なんでありまして、うちの町ではないものと確認はしておりますけれども、例えば校長以外に事務職員、あるいは我々教育委員会の担当者もチェックはしておりますけれども、今後そういうことのないように、そういう不幸な事態に陥らないように、そういう職員がいないように注意をしていきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第12号松島町放課後児童健全育成事業の設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第13号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び  
運営に係る基準に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第15、議案第13号松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。これまで県の指定だった小規模の通所介護、これが町村レベルにその許認可権、おりてくるとこういうことになるわけで、その分、相当事務量もふえてくるのではないのかなとこんなふうに思っているわけですが、対応できるのかどうかですね。事務量がふえるということで、職員の数等々にも関係するかと思っておりますので、そういう対応は十分にできるのかということ。特に、実地指導だとか監査とかこういうことまでおやりになるということなので、その辺の見通しについてお伺いをしたいということと、今たしか説明で4事業所ですか、あるというようなお話だったと思うんですが、松島町、高齢化率35%で認定者数も年々ふえているとこういう状況の中で、適正な事業所数といいますかこういう地域密着型の事業所数、どの程度あれば将来的にいいかというようなことがあれば、その辺の数字についても教えていただきたいと思っております。まず最初にその点をお願いします。

○議長（片山正弘君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長（本間澄江君） 実地指導や監査のほうとか、あと指定に係る業務とかは、今から県のほうからご指導をいただきながら進めていくようになります。人員体制としましては、今介護保険の中での人員の中ではなかなかきつものがあるのかなとは思っておりますが、対象の事業所が出てきましたら県とかのご協力をいただきながら、どういったところによく見ていけばいいのかとか、訓練を積みながらというんでしょうかね、スムーズにできるようにはしていきたいとは考えております。

4事業所といいますのは、小規模のところ、18名以下で今健康館のデイサービス、それからいやしの館、あと本郷にありますひより、それから郷音の杜という4カ所になります。長松園のデイサービスにつきましては、35名という定員なので大規模な通所サービスということになりますので、これからの高齢化率を見ていって、デイサービスがこれで足りるのかとい

うところになります。あとはちょっと予想がつかないところはあるかもしれませんが、今1カ所建設中のところがありますし、町のほうでも地域密着型の小規模の施設とかも1つ考えておりますので、その辺をうまく利用しながら皆さんに楽しく通っていただけるような場所をつくっていきたいと思います。

要支援者につきましては、いろいろ法が変わりましてこれから生活介護だったりとか、いろいろなサービスをしていかなければならないので、準備を進めているところではあります。できるだけ介護認定にならないように元気な高齢者をというところが一番だと思いますので、その辺も職員一同で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 本当に職員一同、皆さん力を合わせてやっていかないとなかなか大変なことになるのかなというふうに思っています。先ほど長期総合計画の議論というかお話の中でも申し上げましたけれども、どんどん上のほうから下のほうに仕事だけはきちんとおりてくるとこういう形になっているわけですが、実際、このサービスの転換といいますか下におりてくることによって、どの程度予算的には町のほうに来るんですか。こういうことが変わることによって。それから、今4つほど対象事業所あるとこういうことなんですが、これはそういう地域密着型の通所介護に転換するという事業所の届け出や何かはいつごろまで、3月いっぱいまでオーケーなのか、その辺、いつごろまでなのか教えてください。

○議長（片山正弘君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長（本間澄江君） 予算がどのぐらいおりてくるかというところについては、申しわけありません、ちょっと確認をしております。

4事業所につきましては、3月15日まで県のほうに利用定員をどうするか、このままでいくか、それとも増員して大規模にするかというような意思表示をすることになっております。その後、県のほうからこの事業所が小規模になりますというようなことで連絡が入ることになっています。4月1日からは見なしになりますので、その事業所、事業所で指定を受けた日が違いますので、その指定を受けた日または更新をした日から6年間、そのままいきますので、更新の手続きはそれぞれ違ってはまいります。その間の実地指導だったり義務づけられてきますので、そのあたりを県の指導を受けながら随時行っていくという形になります。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、3月15日まで考え方を県のほうにお示しをすることになるわけですね、事業所のほうは。転換しますよというふうになった時点で、それ

は自動的に町が認可したということになるんですか。その辺はどうなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長（本間澄江君） 自動的になります。ただし、そうなったからといって町が改めて指定の通知を出すようなことはしません。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それから運営審議会の会議を置くところということになっているわけですが、それは次のものもそうなんですけれども、町に1つの審議会を置くということなのか、それぞれの事業所に対応する審議会を置くということなのか。その辺、ちょっと私わからなかったもので、その辺について教えていただきたいということと、運営審議会の権限と申しますか、いろいろ書いてはあるんですが、強権ではなく非常にほんわりした感じの権限なのかななどと思いながら読ませていただいたんですが、その辺の権限の実際の運用と申しますか、どの程度のものなのか、もしあれば教えていただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長（本間澄江君） 運営推進会議につきましては、各事業所で行うこととなります。各事業所に、書かれてありますとおり地域の方々、それから町の職員、それからそれに詳しい方々、利用者とか利用者の家族とかそういった方を事業所のほうで選んで会議を開くようになります。それに基づいての権限というのは、特にはなく、こういった事業をやっていますという報告、それからこういうところに力を入れていますというようなPRだったりとか、そういうのをお話を受けまして利用者だったり利用者の家族がもっとこんなことをやってほしいとか、あと地域の方は地域での協力がこういうことができるとか、いろいろそういったことを話し合っていたく場となります。

今、グループホームのほうでは既に2カ月に一度行われておりまして、今まで通所のほうにはこういった会議がありませんでしたが、今回6カ月に1回、年に2回になりますが、そういう会議をして、開かれたデイサービスを目指していくということで今回義務づけられたものです。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。そうすると、運営審議会については地域との連携密度を強化すると、あるいは利用者との関係を濃くするとそういう内容で運営されるとそういうふうに解しているかなと思います。

ぜひ、この介護の問題というのは大変な問題だと思いますので、職員の皆さんの力をあわせ

てご努力をしていただければということをお願いして、終わります。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今4カ所というふうに聞きました。この基準がこのように運営にかかわる基準に関するということで、今後このような基準を定めなければならない。今ある施設4カ所はこのような基準に合致している、どうなんでしょうかね。満たされている施設なんですかね。その辺。

○議長（片山正弘君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長（本間澄江君） これは厚生労働省のほうで決めてあります基準で、今もこの基準のとおり運営されております。今回、指定権限が県からそのまま町のほうにおりてきたということで、ただ、今申し上げました運営推進会議とかは今のところつくられてはおりませんので、4月1日以降、この運営推進会議を設置していただくようになる、その辺が今回改正になった部分であります。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 各事業所、事業所で地域の人が委員になるということでもありますね。そういうことで、今満たされている、基準が満たされているというようなことでもあります。それは非常にいいこと。ところが、いろいろなこういう施設、法に照らしてもどうしても満たされていない、非常に違法なこういう施設がたびたび報道されているわけです。基準に満たせない、そういうようなとき、仮にこうなった場合、判明したと。当然、この委員会の人たちがチェックしてそれを6カ月に一度以上やらなければならないという基準なんですけれども、そういうもし満たされていないとき、そういう監督権限というのは松島町、そこから始まるわけなんですけれども、そういうときはどのような対応をするわけですか。施設の取り消しとか、最初は勧告とか何かいくでしょう、改善命令とか。そういう時はどのような行政の立場にとるわけですか。

○議長（片山正弘君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長（本間澄江君） まずは、違法ではないかという情報が入った場合に、町のほうで一応指導に入ります。指導の中でいろいろな書類を見せていただきますので、そこで本当に違法性があれば、今度は監査ということになりまして、そこからいろいろな書類とかを調べていくようになります。その結果、人員が満たされていないというふうになれば減算という形になったり、あとは報酬を違法に受けていた分を返還していただいたり、最悪の場合はもうその施設は問題が多過ぎてもうだめですとなれば指定の取り消しというふうな順番でい

きます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういう中でもこういう地区の人たちの推進委員会という方たちのそういうチェックというんですか、そういうものが非常に大切かなと思うんですね。利用する立場を、利用者の立場を考えなければならないということなんです、事業者ではなく。そういうことになると、その地域の人たちは当然信頼性のある方をお願いするわけでありまして。その中に行政は入らないんですか。

○議長（片山正弘君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長（本間澄江君） 行政も入ります。あと、地域包括支援センターも入ります。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 10番高橋です。地域密着型の通所介護の場合として、今度原則として事業所の市町村の住民しか利用できない、のみしか利用できない。この基準が今度の4月から改正になるわけですがけれども、その場合に以前の他市町から利用されている方、その方は継続的に利用できますよということですがけれども、原則というこの原則がどこまで適用されるのかちょっとわからないんですけれども、一応その利用者の方にしてみれば他市町に今度介護認定受けてそういった状態になって町でなくそちらのほうの施設を利用したいということになれば、原則的には絶対利用できないということになるわけですよ。そのちょっと確認だけをしておきたい。

○議長（片山正弘君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長（本間澄江君） 原則ですので、本当はそういうふうにしていただきたいんですけれども、例えば私が塩竈市のデイサービスに通いたいといった場合に、そのデイサービスの事業者が塩竈市と松島町のほうにこういう通所者がいるので通わせていいですか、通わせたいというような申請を行います。そこで、その事業所に定員にあきがあった場合とかどうしてもそちらのデイサービスを利用しなければならないとなった場合は、市町村間で協議を行います。それで、やはりそこに行くことが適当でしょうとなれば、協議をした結果、そちらの事業所に通うこともできます。だから、原則としては地域密着なのでその事業所がある市町村の方々をご利用していただきたいというのはありますが、その方の状態なり気持ちなりで何かそちらにという場合は、ちょっと協議が必要ですが行けないことではありません。

○議長（片山正弘君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） なぜこういうのを聞くのかというと、介護施設がもし松島町の施設では

なくほかで施設で働いていて自分の親がそういった状況になったときに、そちらのほうで面倒見たいというようなことがあったとき、原則だめですよとなればせっかくそちらのほうで自分も勤めているそういう施設で面倒見てもらえるような方法もあるのかなということで質問したわけです。わかりました。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） まず最初に簡単な、4月1日からなる町内の4カ所というの、ちょっともう一度改めて開帳よろしくをお願いします。

○議長（片山正弘君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長（本間澄江君） 1つは健康館にあります健康館デイサービスセンター、それから磯崎にありますいやしの館デイサービスセンター、それから本郷にあるひよりデイサービスセンター、それから桜渡戸にあります郷音の杜デイサービスセンターとなります。

○議長（片山正弘君） 高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） わかりました。それで、私手挙げたのは、実はこの資料のちょっとあり方なんです。特に、条文が16ページまでわたっているのではないんでしょうが、全部で49ページぐらいあるんですよ。長期総合計画の計画版のほうの資料と大体似たような分量で、それで提案理由の説明では1枚物のペーパーで本間課長が説明したと思うんですが、これは聞くところによると議運の場で要求された。この議案書とそれからこのペーパー見て議案書だけでは正直言って私ら余り詳しくないものでわからなかったんですが、この1枚物は大変わかりやすいですよ。ですから、ぜひ最初からこういうのをつけていただきたいなと思って手を挙げました。

あと、この資料を減らすというわけにはいかないんでしょうかね。官報とかあれまでついてるんだけど、どうなんですかね。さっきの人事評価制度でないけれども、今パソコンだから簡単でしょうけれども、こんな業務にばかりとられている私はちょっと職員にもかわいそうなのではないかなと思って今質問しました。

○議長（片山正弘君） 高橋幸彦議員、この資料等については議会のほうから要求をして出していただいたものですので、ご了承していただきたいと思います。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 議長答えましたけれども、官報のほうはどうしてこういうふうになっているのかというふうなことで、議会の皆さんのほうからつけるようにと、バックをちゃんとはっきりしなさいよということでの流れで、一応つけています。今後、皆様からいいよ、つけなくてもいいよというご判断があれば考えていきたいと思いますが。以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第13号松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第14号 松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第16、議案第14号松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第14号松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第15号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第17、議案第15号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けたいと思います。質疑、ございますか。ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第15号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第16号 町道の路線認定について

○議長（片山正弘君） 日程第18、議案第16号町道の路線認定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖でございます。高城枝1号線についてでございます。この計画については、まだちょっと納得できない部分というふうなのが私の中でございます。また、この地区に住む住民の多くの人からも納得ちょっとできない、こういうふうな計画、なぜなっているのというふうな声が多々多く聞かれます。いま一度、皆さんが納得できるように高城枝1号線がなぜ必要でこのような道路にならなければならないのか、説明してほしいと思います。また、以前議会のほうで勝新堂さんを曳家して今までの道路を拡幅することも検討するというふうなことも出されたんですが、なぜだめになったのか。その経緯についても詳しく説明していただければなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず、枝1号線になりますけれども、これは枝1号線、2号線、3号線とそういった形での裏側から幹線の町道、今大きい道路になっていますけれども、高城の町なかに来て基本的には温水プールのほうに逃げるといった中での避難道路という位置づ

けでございます。それで6メートルで一応計画したいということでございまして、一連の計画の中でこの位置づけをしているということでございます。

それから、当時というか一番最初にここをということで考えた部分につきましては、もちろん経済的にも有意な場所という中がありましたので、勝新堂さんの移転ということになってきますと何億円かかかりますので、基本的にはあいているところを選んで、後ろの人たちが高城の町なか、高城町線のほうに逃げるというルートをもって避難道としていますので、そのときも前の議会でもいろいろありましたけれども、いろいろな用地の交渉の経過とかそういった踏まえてこの後ろを選択して、進めてきたという経緯でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） どうしても必要なのか。絶対必要なのか。と言われたときに、どうなんでしょうか。そして、今までの道路ではいけないんですかね。それです。

それと、こういうふうなのはお金の問題ではないと思うんですね。そういうふうなものも踏まえた上でちゃんと納得できるように説明をしていただきたいと思うんですけれども、いかなものでございましょうか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 復興計画の中でどうしても必要だという計画の中の位置づけをしております。ここがないと逃げられない、基本的に。この場所を広げて逃げるような形に計画していますので、その位置がある程度どこなのかといった部分と経済的な部分、幾らかかってもいいという話では基本的にはないわけですし、復興庁との折衝とかそういった部分がありますので、経済的な部分を選択せざるを得ないという形で、効果は同じという考え方でここを認めていただいているということでございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ここを広げたとしても、その先が結局すぼんでいたり何かして、そういうふうな部分では十分効果が発揮できないと私は思っております。そして、今ぜひこれをやらなければならないという差し迫った状況でもないのではないのかなと思います。そして、今ここで作っちゃってしまって、10年後、20年後たって、何であんな道路できたのといったとき、私説明できないなとつくづく思っているのですけれども、改めて本当になぜそのところ、先の道路、そういうふうなものも含めた上でこの計画なのか。そこら辺が全然腑に落ちないのでございます。それに、なぜここ、今つくらなくてもいいのではないか。10年後、20年後、もっと計画を見直した中でそういうふうな勝新堂さんが移転をする際とかというふうなとき

に合わせてとか、建てかえる際とか、そういうふうなことがもしあった場合に、そのときやってもいいのではないか。今絶対必要な部分ではないのではないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 復興計画そのものが震災あってすぐ、計画に入ったという中で、ここを位置づけしておきまして、5年以内につくるという約束のもと、5年になるんですけども、できるだけ早く避難道路としてつくるという計画の中で進めておりますので、実施部隊が建設課という形になりましてやっているということで、その一部に過ぎないんですね。ですから、ここは必ず必要だということでの復興庁の位置づけをもらって計画を進めているという形ですので、これは議会にも示して、全体の計画を説明会とか町民の方にも説明会をしてきて、ここは何人ぐらいが逃げなければならないとってこの広さが必要になってきますよという全体の計画の中の一部なんですね。ですから、必要という形で進めているということでございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） その先の狭くなっている道路ありますよね。そこを含めてというふうなことはどうしてならないんですか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 計画上はなっていないんですね。裏の方々が町なかに逃げる、右側の方が、図面でいうと右側の人たちが左側に逃げるという部分で、その路地の狭いところの人たち、その奥の願立寺のほう、そちらから来る人たちというのは別なルートで逃げるという形で、この部分だけ認められたということです。ただ、後ろの部分については町道ではなく、若干単費で買える部分とか協力してもらった部分がありましたので、若干6メートルに広げさせていただいていますけれども、これは単費で狭隘道路として少しずつやっていかざるを得ないだろうなということで考えて、手はつけているというところでございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） これはどこからどこに逃げるという想定なんでしょうか。私言っているのは裏の狭い路地ではなくて、そのお寺のほうに抜けるところ自体も狭いだろうとそういうふうなことを言っていることございまして、十分これでは効果があらわれないのではないかと。ただ、土地があるからそこを手つける、それではいけないのではないかと。そういうふうなことを言っているのでありまして、その先のことをちゃんと計画をして見込んでいかなければ

ればならないのではないかと。そう思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） もちろん、先、100年先とかそういった部分では必要かと思えますけれども、ここの、先ほど言ったようにまずは避難道路としての位置づけを認めていただいて、とにかく大きい道路にみんな出ていただくという形で、最終的には温水プールのほうに逃げていただく。高台のほうに逃げていただくルートとして位置づけしてここの拡幅という中で、避難道路指定しているわけです。それでやっているということでございます。

そのほかには、生活道路とか逆に逃げる人という部分では想定はしていないと言ったら失礼なんですけれども、いろいろな逃げ方が出てきますけれども、そういったルートをうちらほうで指定して優先的にそちらに逃げてくださいといった方向で決めているというところがございます。それでの位置づけと。計画書、ちょっと手元に持ってこなかったのでこの人、裏側の人が何人住んでいて、その人たちが何人こちらに逃げていくという計画をもって計画を認めていただいて、ここを広げるということで認定といいますか復興庁からもらっている、計画を認めていただいてここを工事費としてもらっているというところがございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今ちょっとよくわからなかったんですけれども、逃げるルートとすればどちらからどちらに逃げるというふうな想定なんですか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 右側から左側へ。図面で言うと町東中央線、5ページになりますけれども図面で言うと中央線側の人たちを左側の松島町線のほうに、高城町なかのほうに逃げるというルートでの計画でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） これは何を想定していますか。津波なんですか。それとも何のときの避難というふうなのを想定してなっているのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） この計画は東日本大震災での津波の被害想定ですので、それに基づいてやっているということでございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私、これ反対なのかなと。高いのは反対に大きい道路ではなく奥のほうに逃げるほうのほうに皆さん行くのではないのかなというふうな思いがあったんですね。こ

ういうふうに逃げるのかなというふうなのがあるんですけども、実際こう本当に逃げるとお思いですか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 計画がちょっと浸透していないようですので、これは例えば地域の防災訓練とかそういった形でこちらの方に逃げるとか、例えば願立寺の人たちは新しく夕陽が丘とか光陽台とか、あちらでも道路つくっていますのでそこから逃げるとか、計画上はルート決めておりますので、そういった形でちょっとどちらに逃げるのといった部分は選択制もありますけれども、そういった部分は合理的に逃げられるような形での避難誘導とか避難訓練、そういった形で周知していかなければならないだろうなというふうに感じております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） この場所だけ外すというわけにはいかないんですかね。どうしてもこの場所というふうなのは将来に憂いを残すというふうなことがあるのではないのかなと思います。こういうふうな曲がりくねった道路をなぜこのときにつくらなければならないのか。空き地があるからそこにつくる、そういうふうな考えは間違っているのではないのかなと。このところは空き地がなかったらつくらないというふうなことではなかったんでしょうかね。そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 空き地があってもなくても、ここはつくったという形でございます。たまたま、経済的なルートを選んでいるというだけでございます。ここは計画どおり必要だと位置づけをしてやっていますので、あと、生活道路にしても6メートルに広がるといった部分についてはこの解消ができるだろうなといった意味合いもありまして、通常生活道路というのはもちろん使われるという位置づけありますので、そういった形でも利便性が高まるだろうといった部分含めて、計画をしているということでございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今空き地があってもなくてもというふうな発言がございました。ですので、もしこのところ、本当に空き地がなかった場合、そのところを家を撤去してそのとおりにするというふうなことはあり得たんでしょうか。（「議長、議事整理でちょっと休憩とってこないですか」の声あり）

○議長（片山正弘君） 今回だけ答弁、最初求めます。それから、やります。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 先ほど言ったように、計画に基づいて進めるということですので、空き地なくてもあっても、ここについてはルート、幅が必要だと。避難道路として必要だという形ですので、それはそういった考えで進めるということでございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員、どうですか。まだ質問、ございますか。納得しませんか。

○3番（櫻井 靖君） 納得はしていませんが、いいです。

○議長（片山正弘君） これでいいですか。なければ休憩を挟んで答弁の整理をしますけれども。

○3番（櫻井 靖君） 休憩をお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 意見の答弁を整理しますか。（「議事運営で休憩にしてくれ」の声あり）

○3番（櫻井 靖君） 休憩を望みます。

○議長（片山正弘君） では、ここで若干議事運営のため休憩をさせていただきたいと思います。

午後1時46分 休 憩

---

午後1時58分 再 開

○議長（片山正弘君） では、先ほどに続きまして質疑を続けたいと思います。櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ちょっと整理がつかしました。それで、ちょっと避難計画とか何かというふうなのでちょっとわからなかったところがありましたので、そこら辺の部分、納得いたしました。ですので、ちょっとそういうふうな部分で地域の住民の人もどういうふうに避難するかというふうな部分がわからないというところがあると思いますので、機会を捉えてぜひこういうふうな計画なんだよというふうなことをお示し願いたいと思います。また、そういうふうなことができるのかどうか、ちょっとそこだけお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） この箇所はこれから工事進めていくという箇所ですので、地元説明会もしていくという形になりますので、そういった機会を捉えてお話をさせていただきたいと思います。

それから、地元の避難訓練とかありますので、そういった形でも方向性はこうだよといった形での周知とか、そういった考え方を町の考えを示しながら理解していただくという方向性でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第16号町道の路線認定については原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第17号 工事請負契約の締結について

【町道霞ヶ浦幹線外避難道路整備工事】

○議長（片山正弘君） 日程第19、議案第17号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） このA3の図面であります。それで、一望閣のほうからずっと入りまして真ん中です。そこの赤の部分の広がっている部分ですね。一望閣寄りの手前のものをこれは山を切るということはわかるんですけども、次です。ブリーズベイ側の広がっている部分ですね。ここのところ、かなりこの部分広がっておりますが、これはどのようなことでこのように、切り土するためにこうやって広がっているのか。または、空き地を設けてこのようにつくったのか。どのような工事なるわけでしょうか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 一望閣さんからずっと進んでいって左側の最初の三角になりますかね。その部分につきましてはくぼ地になりまして、その部分は左側については盛り土なんです。平盛り土ということで、道路と同じ高さに盛るということで、平らになってきます。その部分でございます。右側につきましては擁壁が出てきますので、ここについては直線で捉えられるということで直線になっているという形でございます。それを過ぎまして、あとブリーズベイさんの近くになってきますと両側山ですので、ここは掘割という形で両側はのり面という形で間進んでいくという形でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） この道路ですけれども、山に走りますのでこの辺の勾配というのはどの程度の勾配になるわけでしょうか。

- 議長（片山正弘君） 中西建設課長。
- 建設課長（中西 傳君） ブリーズベイさんのところから坂、ここは現道利用ですので現道と同じ勾配でございます。入り口が高さは決まっていますので、下の部分も決まっているという中では現道ある箇所については現況のままということ。手前、これは参事のほうから答えさせます。
- 議長（片山正弘君） 赤間建設課参事。
- 建設課参事（赤間春夫君） ブリーズベイさんの現況に道路がある部分につきましては、約10%の勾配となっております。あと一番、図面で言いますと先ほど平盛り土する、一望閣さんから平盛り土するといったところのちょっと手前のカーブのところまで、そのカーブのところが一番高いポイントになりますけれども、一望閣さんから向かいましてそのカーブのところまで8%で上りです。それからブリーズベイさんに向かいまして7%ぐらいで下っていくという形になっております。以上です。
- 議長（片山正弘君） 他にございませんか。赤間幸夫議員。
- 2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。ただいま赤間参事から説明いただきましたが、平均では8%、道路の縦断勾配的には8%前後という形で理解していいんですかね。
- 議長（片山正弘君） 赤間建設課参事。
- 建設課参事（赤間春夫君） 8%前後となっております。
- 議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。
- 2番（赤間幸夫君） 住宅地内の小区間に限っての道路勾配の最大勾配をそのように設定をされるということでしょうか、道路の表面というか、ここは一般車両が通行往来可能な路線設計で描いているんですよね。そうしますと、ことしもあったかと思えますし、去年あたりも大変な一時的な豪雪あったりすると、除融雪対策も含めてなんですけど、そういった面からの表面舗装等の工夫というのは、何かこれはしているんですかね。その辺、ちょっとお伺いします。
- 議長（片山正弘君） 赤間建設課参事。
- 建設課参事（赤間春夫君） 表面の舗装につきましては、勾配がきつい区間は滑りどめ舗装という形で検討しております。通常の舗装ではなく、舗装の合材からかえるような形と、あとゴム入りの舗装を検討しております。あと、この区間、やはり勾配きついものですから除雪につきましてもしっかりと対応していきたいと考えております。以上です。
- 議長（片山正弘君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑

を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第17号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第18号 工事請負契約の変更について

【松島海岸公園避難施設整備工事】

○議長（片山正弘君） 日程第20、議案第18号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 工事の請負契約の変更ということで、956万円余りの増額変更ということになるわけですね。それで、なぜかということになるといろいろ軒の下が腐っていたりしたからだとこういうことになるんですが、これは発注とといいますか設計とといいますか、その段階で見えできなかったのか、予測できなかったのか。そこが一番のポイントなんだろうなというふうに思うんです。そういう点でいかななものかとそう疑義を抱かざるを得ない事案になるのかなというふうに私は思うんですが、果たしてきちっとした発注ということになっていたのかどうか。こういう事実が発覚したのは、どの段階でだったのか。その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的に古い建物で、屋根裏になりますのである程度の予測はつく。詳しく調べなくても、入れなかったという部分もありますけれども、破壊試験とかしていなかったといった部分はありますけれども、ある程度予測はついていたということで、そのまま基本的にも使えるだろうといった部分と、たまたま予算の関係もありまして、そこで調整をしているといった部分がございます。予算の範囲内で設計するといったこともありまして、その部分は恐らく大丈夫だろうといった中でスタート切っているというところがございます。当然、基本的には調べておりますので、調べていなかったというわけではござい

ません。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 破壊試験もしていなかったんでしょう、今のお話だとね。調べていないわけではないと、調べなかったところもあるとこういう今の結局お話だし、予算の範囲の中で調整してしまったということ自体が、こういう事態を引き起こしているということになるのではないのかと。きちんとした調査を行ってやっていくということになれば、こういった予算の中でという話ではないのではないかという気がするんですね。予算の中でということについて言っていることの解釈が違うようでありますけれども、その辺についてもう1回説明をお願いします。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ご指摘はごもっともな、結構苦しい答弁になるなということで想定はしてきたんですけれども、いろいろありまして、その中でやらなければならないという部分と、結構多額の、もともと工事、壊してつくろうということでもっと安くやろうといった中で、文化庁との話とかありましてできるだけ使えるものは残しなさいといった指導等ありまして、できるだけ手をかけないような形での金額に抑えていこうといった中でやってきたという工事がありまして、開けてみたら、ちょっとこれはだめだねということでの形がありまして、そこはもう1回見直しせざるを得ないということで、今回金額が上がってしまうという形で、設計にはもちろん入っておりませんでしたので、そこをやるからには議会の承認をいただいてこれからやるということでございます。

いろいろと誤解を招くかもしれませんが、まだ手はつけておりませんので、これからやるということでございます。（「今日、見さ行くべって言ったの」の声あり）ぜひ、ご案内しますので。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） ちょっと補足説明になります。そもそもこの建物、そんなに由緒あつて形のあるものである。これを何とか保存できないかというところがまず最初のスタートになります。そうした場合、基本的には目で見てわかるところは対応していきたい。それからあるものを剥がして、今回陰に隠れていたものがちょっとだめだったということ。剥がすという行為が建物の場所、場所によってはちょっと剥がす行為自体が……、なのでちょっと目測で見たぐらいで、設計とか対応を改修内容を見て積算に反映したというところもありまして、それが実際やって細かくやっていくと陰で見えなかった部分なんですね。今言った今回

の補正の内容のところが出てきたということでもあります。

それとあわせまして、それが大体400万円ぐらい、部材的なものであります。そのほかに、今回新たにちょっと説明ありました防犯カメラ、それから引き込み線の話、これが大体半分以上になります、防犯灯合わせて。ということで、今回それを補正で、実際は見えなかったのは半分もございません。48%ぐらいしかありません。残りが新たに加えたものということでもあります。この辺の対応の仕方なんですけれども、結果的に執行残多少出たということで、その辺を対応させていただいたということでもあります。ですので、そのもともと目測で済んでいてできなかったというのが48%ぐらい、四百五、六十万円ぐらいの相当が該当してくる。そのほかは新たなものということでご理解いただければと思います。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ご理解と言われても困るんだよね。金額の問題ではないんですよ。発注するに当たってきちんとした発注を行っているのかどうかと、ここが問題なんですよ。そういう図面なり何なりを引く際にも、現場をよく検証して、その上で設計図書をつくって発注に行くわけでしょう。そこの辺で全体としてうまくいかなかったというか、そういうことになっているわけね。実際、発注した段階で業者さんだっただけ見るわけでしょう。業者さんから何の異議も出なかったんですか。これならこれでいくとそういう関係も、私あると思うんですよ。業者さんだっただけ損してられないんだから、発注契約したけれども実際見てみたら、する前なのかな、見るのは。見たら、これは設計図書ではやれないよということが出てくるのではないかと思うんだけど、受注した業者さんからそういう声とかは出なかったのかどうかですね。その辺はどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 工事の関係も曳家して移動するという中では、解体していないんですね。その部分は補強だけして、壊れないようにということで。やっとなら解体という形が2月4日から解体したということで、内部調査が2月8日からして、その結果に基づいて今回設計変更が必要になったということで上げさせていただいているというところがございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 発注した段階なのか、仮契約の段階なのかわかりませんが、この工事を請け負う業者さん自体が移転というか移動させましたけれども、その前の段階で建物の状態見て皆さんがお出しになった設計図書のとおりにはこれは事業ができるかどうかという判断を当然するのではないんですかというんですよ。その上で受けとっているわけでしょう、

工事を請け負う業者さんも。その辺で異論がなかったのかどうか。業者さんですから、ひょっとすると皆さんよりもいろいろな経験を積んでおられて、これはちょっとどうなんだという感覚が働いてもよかったのかなと。明治か大正の建物でしょう、あれ。そういう古い建物なわけですから、当然傷みが激しいだろうというこれは業者さんでなくても本来そういう想像をするわけですから、業者さんも含めてそういうことの想像はしなかったのかどうかですね。いかがなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 仕様書には数量入れていますので、基本的にはそれで積算するという前提になりますので、契約になればもちろん対等の立場なので、お互いに何かあれば仕様書と違う部分がありますよという中での協議ということで、今回は野地板とかそういった部分も使用ができないといった中になりましたので、確認させていただいてそうやって、設計変更が必要になってくるということで協議して進めているということでございます。

最初からあったかないかというの、外観しか基本的に業者さんは見ていませんので、中については想像だけということで仕様書を配っていますので、その書類を見ればほかは傷んでいないんだろうなというふうに思うと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） あと、現場、私も2月に担当のほうから報告があつて、これこれこうだと、これで追加をしたいということで、額が多いので何でこんなになるんだということで、当然議員と同じようなことを同じように聞いた。そうであります。自分が納得するが上に副町長とともに建設課の職員の案内のもとで現場も見にいきました。現場を見にいって、正直言って2階に上がるのは余り好ましくない。階段に3人以上上がるとちょっとまずいんだとかと言われましたけれども、それはそれとして、上に上がらせていただいて、全部見させていただいて、ああそうだったのかと。それから私はもっと立派な建物かなと思ったんだけど、このようなことを言っているか悪いか別として、かなり途中で改装している建物だったんだなと。例えば柱が下浮いていたり、そういった部分も結構あったのも事実、目で見てきました。

それで、担当の話聞き、わかったと。現場のほうから、業者のほうから上がってきた数字、それをまた精査した内容等も確認して、一応きょう上げた。現調はちゃんとしている。それからこれに限らず、今いろいろなことで復興事業等でも追加というのは簡単に出てくるので、それに対しては今厳しく言っていますので、誰がどういうふうにしてどうなったんだと。

逆を言えば、設計したところ業者呼んできたらいいのではないかということも実は言っていることもあるんですね。ですから、そういう面ではきちっと自分なりには今後そういう目は厳しくやってみたいと思います。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そういう今後についてはそういう厳しい目を持っておやりになるということなので、それでいいのかなとは思いますが。いろいろ見ると、こういう小さい町ですからそこまでは要らないのかもしれないけれども、変更契約の要綱といいますかそういうものもつくって対応の仕方を決めているところもあるわけですね。ただ、それは置いておいて、今回の問題というのは発注する側の姿勢の問題が非常に大きかったのかなと。あるいは受注する側でも、私はこれだけ古い建物だという説明聞いたら、相当傷みがあるのではないのかという想像がつくのではないかと。設計図書の仕様書にある、これは設計屋さんが多分そういうのをつくるんでしょうけれども、その仕様書と現場の矛盾というのを感じないのかと。こういう問題に本来であればなってくるのではないかと思ったので、そういうことに気づかないんですかとかこう申し上げているわけね。だから、仕様書どおりにやりました、受けとったほうも仕様書がこうだったからやりましたでは済まないこれは話ではないか。本来であれば、この仕様書ではこの工事はできませんとかいう話にならないとおかしいのではなかったかということをおっしゃっているの、その辺についてもう一度ご回答あればお願いしたい。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 仕様書の見方と、現場の見方という形で、若干、もちろん現場をしっかり見ていただいて、そういったことをきちっとそのとき進言していただいてとか、今後協議事項になるかどうか確認していただければよかったかもしれませんが、実際に設計のときはそこまで金を入れていなかったというのが現実ですので、あけて見たら必要だというのがはっきりしましたので、今回400万何がし部分について屋根裏とかそういった部分については必要、せざるを得ないといった部分がございますので、ぜひ理解していただいて認めていただきたいなというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。わかりましたというか、せつかく事業をするに当たってこうやって変更契約で出てくると、何なんだと誰でも思うと思うんです。ですから、本当に予算の調整だの云々という話も出てきましたけれども、きちんとした設計図書をつくり上げ

る、仕様書をつくり上げるとこういう作業をやって、積算をしていただくということが大事だと思いますので、町長、先ほど答弁ありましたけれども、そういう点にはぜひ気をつけてやっていただきたいということだけは申し上げておきたいと思います。そんなところですかね、私のほうは。どうぞ、次の方。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今ほとんど今野さんが申されました。本当にこういう工事するのはすごい古い建物ということは誰だってわかるわけですよ。それで、ここの図面見ても軒先なんか目視できるわけでしょう、こういうふうに。それが追加発注とか何とかということは、こういうことはあり得ないなと私は思うんです。まして、あそこはもう何年も使っていないところですよ。そしたら一見見てプロですよ、プロ。その人たちがこの建物を曳家して、それでどのような状況なのかということはプロですから、まして設計屋さん、まして工事業者、今回の復興事業に関して幾ら松島町から仕事受けとっているんですか。本当ですよ。そういうことも鑑みながら、この間も地鎮祭やったばかりですよ、名籠で。パノラマハウス、児童館、すごい工事ですよ。それがこういう工事を追加発注して、今説明受けたように調整したと。だったら、80何%でしょう。2社これ入札して、最初から悪意的に見れば追加発注だけで大丈夫だろうと。それで100%でしょう、これ、工事。そう感じざるを得ないんですよ、この工事というの。誰が見たっておかしい。このような工事はあり得ない。自分がこういう古民家を直す。それで、最初これで大丈夫だよと契約した時点でまた追加工事、ここのところだめでした。そんなのあり得ない。二、三の業者に聞きました。こういう古民家やるときはどうするんですか。必ず今何と言いましたか、屋根の一部を1カ所ではなく2カ所、これが普通は1カ所かそのぐらいです。ところがこれだけの古いものだと何カ所かあけなければならぬ。それで全体をどの程度傷んでいるか、それを見ながら見積もりとっていく。それを曳家してから解体してわかったとか、そういうことではおかしいんですよ。そして、これ大変な950万円というそのうちの450万円がこの部分だというふうにありますけれども、そういうことで、皆さんどのようにこういう追加予算をお感じになるかわかりませんが、非常に私はこういうのはイロハのイ、商売やっている人のイロハのイをこれは確認しなくてやった。これは非常に重大な問題だと私は思います。これはもう私は反対しますけれども、そういう中でどうぞ本当に今後こういうことあっては当然二度とだめだし、それから電線の移設するということなんですけれども、残りカメラとこれは幾ら幾らなんでしょう。埋設とカメラの設置工事は金額幾らでしょう。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 一つ、ちょっとお話だけさせていただきますと、縁側のところの、軒先見えているでしょうということでお話あったんですけども、ちょっと言いわけになるかもしれませんが、たるきかけて、右側のほうにちょうど直角で斜線引いているところあるんですけども、その部分が隠れていまして、この辺が割れていたり曲がっていたり、柱ないところで下がったりしている中で、そこをやるためには全部分解しないとだめですので、見た目以上にそこが差が出たりとかしまして、それでひびが入っていたといったことがあって、それを外して直すのには全部分解して1回やり直ししなければならないということで全部、外から見えてわかっていたでしょうというのは写真見るとそういうふうに見えるんですけども、そうではなく全部分解して使えなくなってしまうので、新しく設置せざるを得ないという形になります。

それからついでです。金額、控えていましたのでカメラのほうについては190万円、それから電線架のほうでは280万円ということで、かかる金額という形でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今課長申されましたけれども、どのようなこと言われても最初から古民家これだけ古い、まして使われてなかった。使っていた古民家だったら私はいいんですよ。当然使っている人と話し合いの中でここと、ところが全然使っていないんですから、これは。そうしたら最初から全部見ながら積算をしながらこれをやっていかなければならないと思うんです。そういうことをこれは怠ったということなんですね。そういうことで、本当に残念ながらいつもお世話になっている課長、答弁いただきまして、本当に申しわけないんですけども、ちょっとこれはしんどいです。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今ご指摘の中に当初の設計、現地の確認等々の設計のほうに落ち度があつたのではないかと、調査不足ではないかというお話なのかなというふうに受けとめました。ただ、調査不足と言われて一部それはあるだろうと。ただ、調査は古民家ですからそれなりのものですので、余りばらばらやれるものではないので、調査はしたということをご理解いただきたいと思う。その範囲で積算をさせていただいた。ただ、先ほどちょっとお話ししましたけれども、だろうで積算は今ほぼしません。多分これから1,000万円ふえるとか2,000万円ふえる、だろうで上乘せした数量というか、今は数量をちゃんと明示する、別に農政部とか別なほうは数量なしでやったりはしますけれども、数量を明示する以上はだろうは

今あまりやりません。ですから、そこで積み上げていくから後から新しく出てきたりすると目に見えなかった調査ものが落としたものが出てきたりすると変更増の対象で基本的にはなる。ただ、注文書出すときに相手方も古い建物なのでこれはどうなっていますかで質問回答が来ます。そこでのいろいろなやりとりも当然あったかと思いますが、基本的にはそういう考え方で当初のほうは発注はさせていただいたということでもあります。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 議員さん方おっしゃるように、反省はしておりますので、今後ないように気をつけてやっていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今からまだまだ工事あるところあるんですよ。ただ、新しくこういう古民家というのはないと思うのね、計画されている内容は。避難施設や何か、今度みんな立派な新しい。ところが、今までも追加工事とかそういうものはよく見られるんですね、こういう工事の中で。今後このような追加工事というのはないんでしょうね。そういう積算設計、設計積算、そのようなことで確約してもらってよろしいんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） この案件につきましてはこれ以上ないということでお考へいただひて結構です。ほかの部分については、まだこれから出てくる場合もありますので、それなりにやっていきたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） この議案については、今建設課長、建物は設計とか工事ということで建設課のほうにお願いをしてやっているということで建設課長の答弁で技術的なことがありますのでしていただひておひます。

それから、これから発生する工事について変更があるのかないのかという、気持ちとしてはないことが望ましいと思ひています。それから新しくつくるもの、建物とか新しくつくるものは変更あること自体がよほどでなければないと。また、見えないところ、例えば土の中を掘って行って何か出てきたとかよほどのことがなければないとふうにあります。そういうことで、通常はないように、起こらないように数量、現地を確認しながらやっておひますが、建物の場合、こういう建物で今回ちょっとこういう形になりましたけれども、これからの可能性としてはあるけれども、ないように努力いたしますということですよ。

○議長（片山正弘君） 他にござひませんか。高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） 実はこの18号議案の話題、先ほど色川議員さん言ったように名籠地区の安全祈願祭に行ったときにたまたま業者が同じということで話題になって、金額が1,000万円弱、950万円なのですごいなとそれで話題になって今お二人の質疑になったと思うんですが、さっきの地域密着型の資料云々の話ではないんですけれども、反対にこちらの18号の場合、さっき一番最初に副町長答弁したように、3つの事業というか工事があって、その金額が初めてここで示されたわけですよ。私もそれ聞こうかなと思っていました、言われる前には。大体410万円、350万円、190万円、合わせて950万円ということだったので、ぜひその資料にでも、工事別々なんだからこれぐらいですよというようなのも入れていただきたいなと思っておりました。

それともう一つ、町長の答弁の中で今復興の道路とかいろいろやっているけれども、変更があるかもしれないという答弁もあったんですが、先ほどの17号も隣の議員さんと話したんですけれども、80何%でしたか、落札率が。81.7%で安くてよかったなと。けれども、次の議案みたいに追加とかというのはないんだろうなというような話していましたので、先ほど副町長の答弁でない、ないようにしたいという強いお言葉ありましたので、ぜひそういうことのないようにやっていただきたいなと思って、賛成の討論ではないですけれども質疑させていただきます。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 先ほど色川議員さんの業者さんの名前が出てどうのこうのとありましたけれども、正直言って私の部屋で色川さんと同じように私も同じようなこと言ったんですよ。何カ所やっているんだ、あの業者はと。そういうこともちょっと話はしましたけれども、それはそれとして、この工事ではなくいろいろな今復興事業、結構やっておりますけれども、ハードでもハードでなくても、追加に関してはかなり厳しく見ているつもりです。見ているつもりですし、見ていきます。それだけ申し上げておきます。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。ございませんね。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。ありませんね。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数です。よって、議案第18号工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第19号 平成27年度松島町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（片山正弘君） 日程第21、議案第19号平成27年度松島町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。今野 章議員。

○8番（今野 章君） それでは、一般会計補正予算ですか。質疑ということで、まず最初に12ページです。民生費で災害援護資金の貸付金250万円減額とこういうことですので、当初計画との関係でどういう減額になっているかお知らせください。

○議長（片山正弘君） 阿部福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 当初計画におきましては3件を見込みまして、590万円を計上させていただきました。結果的に今回250万円減になりましたけれども、これまで実績といたしましては1件170万円の貸し付けで、今現在申請中のものがありまして、予定としては50万円というふうな内容になっております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。次ですが、13ページです。子ども・子育て支援システム改修業務委託料ということで76万円ほどございます。これは何か無償化ということの関連ということでございましたので、来年度、新年度4月1日からのスタートということになるかと思うんですが、具体的にどういう事業になるのか、その内容についてお知らせください。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） これまで保育所の保育料につきましては、多子の子供いた場合、就学前の子供がいた場合には、要するに3人就学前の子供いれば2人目は半額、そして3人目はゼロというふうなあれになっていました。今回、このシステム改修におきましては年収も関係ございます。年収360万円未満の世帯におきましては、ただいま言った多子の兄弟いる場合には上の年齢の子供の撤廃になりました。その撤廃で上の子供の年齢を撤廃して第2子は半額、そして3子はゼロ。さらに、年収360万円未満の1人世帯については、これは第1子目から半額で第2子はゼロというふうな改修内容になります。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。次です。次は15ページです。農業振興地域整備事業費のところでの機構集積協力金交付金事業補助金ということで60万1,000円ということで、協力者がふえたことによるとこういうことだったわけですが、現状協力者数というのがどのぐらいで、言ってみれば集積できた田んぼ、松島町における面積どれぐらいなのかということが1つ。それから、その次の緊急雇用創出事業の281万3,000円減額ということでありましてけれども、この内容について。それから、その下の林業経営研究会の補助金の減額5万円あるんですが、この減額の内容について教えてください。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 機構集積金の60万1,000円の部分につきまして、こちらにつきましては当初19件、地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者収益協力金が分かれておりましたけれども、こちらについては当初19件を予定しておりましたけれども、実際こちらにつきましては地域協力集積金が2件、それから経営転換協力金が31件、耕作者集積協力金という形で3件が今回ふえた形になりましたので、今回増額とさせていただいております。

それから面積なんですけれども……、「集積したんだろうから、おおよその面積もあるんじゃないんですか」の声あり）よろしいでしょうか。それでは、地域集積協力金3,323アール、それから経営転換協力金の面積に関しましては2,628アール、それから耕作者集積協力金196アールとなっております。

それから松島町山林等整備事業業務委託に関しましては、当初3人雇用する予定でおりました。実際、4月のスタート段階では3人雇用したんですけれども、4月の末でお二方退職となってしまいました。その間、募集等は行っていたところではあるんですけれども、12月までなかなか雇用者がいなく、12月に1名応募いただきまして、今現在2名で進めていただいていた内容になります。それに伴いまして直接雇用の人件費分の減等に絡むもので、今回281万3,000円の減となっております。

それからその下の林業経営研究会への補助金5万円なんですけれども、26年度においても交付はしておりませんでした。実際、この協議会の繰り越し額がかなり大きくなっていたところもございまして、今回補助の対象はなくしております。こちらの研究会のほうからもその内容で補助金がなくても運営できるというお話もいただいたところがありますので、交付はしていません。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 機構集積関係は相当そうすると件数が伸びたのかなという印象にあるん

ですが、これは後継者不足とかそういうことが大きく要因となっているのかどうか。ふえて  
いる要因としてどんなことが考えられるのかお聞きをしておきたいと思います。

それから緊急雇用創出事業ですけれども、4月で3人雇ったけれども1カ月でお二人おやめ  
になってしまった。これは仕事の中身がきつuitとか、そういうことによるものなのか、その  
辺の内容についてどうだったのか。

それから林業研究会の関係につきましては、相当余剰金があるということだということ  
なんです、今現在ほぼ未活動ということなのかどうか。現在の活動状況、どうなっている  
のかということがわかれば教えてください。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 機構集積金の状況にありますけれども、確かに担い手の方々へ  
の農地の預け入れは進んでいるところにあります。そのふえた原因という形になりますけれ  
ども、農業生産法人の立ち上げ等もございまして、そちらに集積をしている状況等もござい  
ますので、そちらのほうに農家をリタイアして一括してお任せしたいという、そういう内容  
の方々もいらっしゃるかと思います。

それから山林整備事業に関しましては、詳しくは聞いていないところもあるんですけれども、  
実際、山に入っていただいて作業を進めるという内容になっておりましたので、マッチしな  
かったところがあったのかなという感じでおります。

それから林業経営研究会に関しましては、実際活動を行っております。その余剰金が発生し  
た内容等についてはこけしの材料でしたか、そういう植林とかその木の販売であったりど  
か、そういう形で独立した活動というか運営を行っていたところがありますので、活動実態  
がないという団体ではございません。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。あとは、18ページの住宅費です。耐震事業の関係とかさ上  
げの事業関係で、ここもずっと減額ということになっているんですが、それぞれについて当  
初との関係でどういうふうになっているのかということだけお聞かせください。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、木造住宅の耐震事業のほうです。当初、耐震診断のほう  
10件予定してしまして、実績で3件ということで、これ以上見込めないということで7件分  
を減らしているということで、耐震のほうが98万円ほど減らしております。それから耐震改  
修工事につきましては、当初5件予定してしまして、実績が1件ということですので、これ

ら合わせまして120万円と100万円を今回補正させていただいているというところ  
でございます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） 宅地のかさ上げのほうにつきましては、予算では20件を想定  
しておりました。1月末の現在までで実績のほうは3件、それから年度末までに3件の見込み  
含めて6件を見込んでいまして、その残額として1,443万円今回減額させていただくという内  
容になっております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 東日本大震災ということで、大変大きい地震も来たのでこれからはそん  
なに大きい地震も来ないかもしれないという思いもあって、耐震の診断あるいは改修とい  
うのがしないという人がふえているのかななどと思ったりもしますけれども、実際のところ、  
どうなんですか。耐震診断行って、工事まで含めてやるという方が少ないということにつ  
いては、どういうところに原因があるのか。実際にやろうと思ったらなかなか懐ぐあいが見つ  
いんだよとか、そういうことももしかするとあったりするのかなという思いもするので、そ  
の辺、もしわかれば状況について教えてください。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） これまで平成16年から耐震診断ということをやってまして、約10  
年ということで、26年までですと120件耐震診断やっております。その中で改修にかかった人  
たちは37件ということでございます。震災後、建てかえたという部分については対象外と  
いう形になりますのであれですけれども、基本的に年配の人たちが多くなっているとい  
うことがありまして、経済的な理由が一番大きいという形で、アンケートとらせていただいたこ  
ともあるんですけれども、基本的にはお金の関係ということが一番大きいということござ  
います。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。なかなか、確かにそうですね。高齢化進んで年金暮らし  
になるということになると、なかなかそういうところにまで手が回らないという状況になっ  
ているのかなということでもありますね。

あと、かさ上げのほうなんです、これは年度末に向けてさらに3件見込んでいるとこうい  
うことなんですけれども、既に申請があるのかどうか。その見通しはどうなんでしょ  
うか。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） 確定しておりますのが1件、それから見込みがあと2件という状況です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） かさ上げ事業全体で、今まで事業始まってから今まで何件ぐらいかさ上げされたのかだけ、教えてください。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） これまで45件になります。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） かさ上げも含むのかどうかわかりませんが、この間、河北新報の各県のそれぞれの自治体の復興状況の記事が載っておりまして、松島町は災害公営住宅100%、すばらしい。ところが、生活再建のほうがちよっと67%ぐらいだったかな。よその自治体と比べると、特に隣の東松島市などと比べるとちよっと低いんじゃないのこういう印象を持って見たんでありますが、この辺のかさ上げなども多分そういう部分に入ってくるんだと思うんですが、何かそういう意味で進捗の度合いが悪いのかなというような気がするんですが、その辺の事由についてどんなふう当局としては考えておられるのか。その辺をお聞かせください。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） 実際、かさ上げよりも建てかえたときに一緒にかさ上げするというパターンが実際多いのが事実ですので、建てかえのほうはこれまで町内外合わせて283件、平成23年度から27年度の1月末までですけれども、283件ございました。また、そのうち町外からというのが162件ですので、住宅の再建そのものは一定の進捗は図られているのかなというふうに感じております。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 3ページ、国庫支出金災害復旧費国庫負担金2億9,601万9,000円の減額というふうになっております。これは22ページ公共土木施設災害、それから15節工事請負費、こういうもの全部、漁港、名籠、松島大橋これに係る予算かなと思いますけれども、それぞれの減額のちよっと金額を教えてください、物すごい大きな金額なのでそれぞれ教えていただければと。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 3ページのほうでよろしいんですね。当初、松島大橋につきましては当初が9億1,519万3,000円でございます。それで、結局交付決定になったといった金額が6億6,694万5,000円という形でございます。減額として2億4,824万8,000円が減額という形で整理させていただいております。それから漁港のほうの災害復旧関連ということで、当初は5億4,300万円、予算がついたのが4億9,522万9,000円でございます。減額幅が4,777万1,000円でございます。これら合わせまして、減額の幅が2億9,601万9,000円となったということでございます。それを補正にかけているということでございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今言われていること、資料あったら出していただければどうでしょうか。ちょっと書き留められないから、後で資料出していただければいいかなと思います、3カ所。どうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 後で、その辺は。（「こういうふうにして、この復興事業今進んでおりますよね。今後、このようなどうなるのか。特に松島大橋、今やっておりますけれども、今後どうなるのかと。説明や何か聞いていきますけれども、今後どうなるのかということを改めてお聞きしたいと思います」の声あり）

中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 松島大橋は既に契約終わっていますので、その金額で進んでいくということで、これは年度年度の予算づけが国交省さんが幾らつけてくれるかによって若干ずつ変わっていくというような形での整理を、結局交付決定に基づいて精算をしているような形で、余った金額が余りにも大きいので補正の対象としてやっているという、事務的な整理をしているだけです。契約は済んで、債務負担とっていますので、それで進むという形になるかと思えます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） この資料、後でよろしくお願いします。

この次、4ページ。土木費国庫補助金、これは社会資本整備費総合交付金なんですけれども、この中で道路維持費が対象になると。橋の橋梁長寿化対策、それから老朽化トンネル、これが実施設計分だよと。ところが、これも減額非常に多いんですね。そういうことで、何カ所この設計とかこういう調査に当たったのか。それぞれ橋とトンネル、何カ所ずつなののお知らせください。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） この箇所については大きく、1つは耐震診断と耐震改修の分がございまして、先ほど減らしたということで10件から3件、耐震診断7件減らしましたよといった部分の国庫補助分を減らしております、それから耐震改修のほうも5件から1件ということで、4件減りましたということで、この分が109万円ほどございます。それから残りの3,082万9,000円になりますけれども、これらについては舗装補修分がございます。それからトンネル補修分、それから根廻磯崎線と橋梁補修分がございまして、橋梁については2カ所、トンネルについては3カ所です。それらを調査した部分について金額が、交付決定が減ったということでその分を減らしたという形になりますけれども、そういった形で減額せざるを得なかったということでございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、28年度の予算のほうにも施政方針にもこのことをうたっております。ちゃんと調査して改修工事に入りますよというようなことなので、橋、こういうトンネルも本当に老朽化どんどん進んでいるということで、これは今回ばかりではなく定期的にこういう予算づけをしていかないと、新幹線でも何でも今大変なそういう状況、高速道路もですね。走っている間にどかんと落ちてきて、それが人身事故になって、これが損害賠償というふうになったら町の責任でございますから、県も責任ありますけれども、橋とか何かは。そういう中で、ちゃんと調べてこういう対応をしていただければとこう思っておりますが、この2カ所、3カ所、これは来年度予算に反映されるのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 反映しております。新年度予算はちょっとまだ定かではないんですけれども、一応しております。位置づけして、工事をやっていくということでございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ちゃんと後で定かにして震災などがあると思いますから、第2常任委員会のほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから5ページなんですけれども、財産売払収入、立木収入売払収入、桜渡戸の浜井場とあります。この面積はどのぐらいなのか。この木の種類です。杉か何かわかりませんが、杉かなと思います。この売り払いです。聞くところによると松島町の土地に県が植林しているよと。それを切ってそれを売り払った収入、その一部が松島町に入った金額であるところなるわけなんですけれども、その売り払いの何%が松島町に入ってくるのか。その辺をちょっと答えそっちで言っていますけれども、何%か教えていただければと思ひます。

○議長(片山正弘君) 阿部産業観光課長。

○産業観光課長(阿部礼子君) 今回の桜渡戸地区の面積については15.74ヘクタールになっておりまして、パーセントは40%になっております。(「木の種類は。杉の木ですか」の声あり)杉、あと広葉樹となっております。

○議長(片山正弘君) 色川晴夫議員。

○10番(色川晴夫君) それから6ページなんですけれども、寄附金なんですね。災害費寄附金、東日本大震災と豪雨とそれでもって462万2,000円だと。何件からいただいたのでしょうか。去年、恐らく去年1人で1,000万円のあれはまた別なんですかね。こういうこれにはないから、こちらにはないから一般寄附というのはないと思うんですけれども、まず何件なのかということと、それ以外の寄附はあとはなかったのか、一般寄附ですね。それを教えてください。

○議長(片山正弘君) 太田総務課参事。

○総務課参事(太田 雄君) 東日本大震災災害復旧復興寄附金については16件、関東東北豪雨災害復旧復興寄附金については4件でありました。(「一般寄附はなかったんですか」の声あり)

○議長(片山正弘君) 館山財務課長。

○財務課長(館山 滋君) 一般寄附ではないんですけれども、先生聞きたいのは多分ふるさと納税の関係だと思いますので、ふるさと納税の状況を申しますと、18件で約150万円になっております。以上です。

○議長(片山正弘君) 色川晴夫議員。

○10番(色川晴夫君) ふるさと納税のことには後で総括のほうで、ありがとうございます。18件150万円だと。そういう中で、このように多くの方々からこうやって義援、寄附金をいただいているというようなことでありますので、有効的に使っていただければと思います。

それで、今度は支出のほうなんですけれども、富山、10ページなんですね。富山の避難道路の整備工事で1億4,000万円の減なんですね。説明には国との協議が整わないこと。以前、前回はトイレがまだ調整つかないんだよと。それと一緒になんですか、これは。道路ですもんね。そういうことで、どのような調整がつかなかったのか。今後どうなるのか。その辺をお知らせください。

○議長(片山正弘君) 中西建設課長。

○建設課長(中西 傳君) 予算、10ページにあります1億4,000万円について、道路関係でございます。工事費ということで当初上げておりまして、富山の表参道を下から上まで上がった

ていくと約605メートルあるんですけれども、半分を階段にということで、これは復興交付金の中の漁業集落復興効果促進事業という形で、漁業集落の中の20%、効果促進事業でついてくるものがあるんですね。ただ、使途については復興庁との協議という中で認めていただかないと工事ができないということがありまして、それに時間がかかっているということで、結構難しい案件になってきているということでございます。それで、今回は間に合わなかったということでおろさざるを得ないということで、来年以降協議させていただいて、やれるのであれば工事費を載せて工事をしたいというふうに考えております。

○議長(片山正弘君) 色川晴夫議員。

○10番(色川晴夫君) ということは、来年はこれを確実にやれるという目算で期待していいんですか。

○議長(片山正弘君) 中西建設課長。

○建設課長(中西 傳君) 継続した協議を進めていきたいというふうに考えております。復興庁との協議でございます。

○議長(片山正弘君) 色川晴夫議員。

○10番(色川晴夫君) 協議ということだから、認められない部分も出てくるのかもしれないけれども、その辺は大丈夫なんですか。

○議長(片山正弘君) 中西建設課長。

○建設課長(中西 傳君) もう1年以上協議していますので、なかなか難しい案件になっているところでございます。

○議長(片山正弘君) 色川晴夫議員。

○10番(色川晴夫君) どういうところが難しいんですか。これは復興避難道路という位置づけですから、どういうところが難しいんですか。

○議長(片山正弘君) 中西建設課長。

○建設課長(中西 傳君) 当初は認めていただいて、調査も全部認めていただいています。担当が、復興庁の人も担当何年か変わってきますので、いろいろな意見がいろいろな人から出てくる中で、今のところ協議の途中という形で、いろいろな形というか理解していただけるかどうか、うちらほうの復興計画あるんですけれども、それにいろいろなことを聞かれているということで、なかなか納得していただけていないという状況になっているということでございます。

○議長(片山正弘君) 色川晴夫議員。

○10番(色川晴夫君) 今回手樽の惨事を見たら山いっぱいありますけれども、ああいうところに手樽に本当に避難する、それが一番だというような当然課長から何から担当者は皆さん一生懸命言っていると思うんですね。そういうことで、1年以上この協議続いているということなんですけれども、せつかくのことなのでこの避難道路、確実に予算化、工事できるようにお願いをしたいと思います。

それから今野さんが言われました林業費山林整備事業、15ページなんですけれども、この減額、実はこの予算、27年度の予算にもこの問題出たんですね。それと全く同じことなんですよ。そういうことなので、来年度予算見たらどうなっているのかなと思ったら、入っていないと、去年で終わったと、今年度でね。そういう事業かと思えますけれども、3名のこの雇用が2名になって、それでまだ1名1月からだと。去年の、ことしの27年度予算にも大体同じことを言われたんですね。それで、ハローワークから早くからやりますよというようなことが言われておりました。こういう事業を3人最初は入れるんですけれども、何で2人減になったりおやめになるのかなとその辺の募集の段階によってちゃんと認識しなくて応募するのか。入ってみたら仕事はだめだとか認識しなくて自分の仕事ではないとか、どのような募集要項をハローワークに出すわけですか。残念だ。2年連続です。こういうことなるの。どうなんでしょうか、課長。

○議長(片山正弘君) 阿部産業観光課長。

○産業観光課長(阿部礼子君) 先ほどもお話をさせていただきましたけれども、お二方がおやめになった理由、詳しいところは今現在確認をしていないところになります。この事業につきましては、緊急雇用という形のメニューの中の雇用創出基金事業の1つとして、地域人づくりというメニューを使って26年度、27年度の2カ年間で実施したものとなっております。先ほど色川議員さんもお話しされていましたが、当初やれるかなと思ってやったんですけれども、実際作業を進める中で自分に合わないことだったのか、ちょっとその辺、家訓をさせていただくようにはなりませんけれども、今現在ちょっとそこまで把握しておりませんでした。

○議長(片山正弘君) 色川晴夫議員。

○10番(色川晴夫君) こういうふうになりますと、人がいないと山林整備、タケノコかなと思うんですけれども、成果、こんなのでは上がらないのではないのかなと思うんですね。成果のほど。人いないんですから。そういう中で、9月の決算では成果表というのが出てくると思うんですけれども、このような補助事業のもとで今後も同じような事業、別な事業が入って

くと思う。そうすると、同じようなことが繰り返されることになると思うわけですね。せっかくの事業ですから。そういうことも含めながら、今後この事業のこと、やはり内容をちゃんと理解した人に携わっていただければなど。そして、立派な成果を出すということがせっかくのこういう補助金ですから、どうなのでしょう。その辺も含めて課長答弁、お願いします。

○議長(片山正弘君) 阿部産業観光課長。

○産業観光課長(阿部礼子君) この事業に関しましては、人材育成の部分も持ったメニューになっておりましたけれども、地域のニーズに応じた人材育成、就労支援を通して雇用の安定を図る1つのきっかけになればということでこのメニューがあったところがございます。この事業を通して新たな職としてしっかりと就職していただければよかったですけれども、今現在なかなかそこに結びついていないというところはあるかとは思いますが。ただ、この竹林もしくは山林等整備事業を進めてきた中で、タケノコから始まっているところであるんですけども、就労のほかにタケノコについて加工で何とかやりたいという形にまで結びついているところがありますので、その整備を進めてきた中の1つの成果としてはタケノコの加工までやってみたいというところまで来ていましたので、こちらの人材育成の部分については若干結びつきがまだ薄いかもしれませんが、整備をした竹林に対して出てきたタケノコを次のステップにという形ではこの成果が見られるかなと思っております。

○議長(片山正弘君) 色川晴夫議員。

○10番(色川晴夫君) せっかくの事業なんですね。それで、去年この間まで第1常任委員会は6次産業化を目指したと。それで、以前にも話ししましたけれども高砂のJAでやっているたなばたけ、あそこを視察したらJAの職員さんが松島のタケノコの加工品、非常にすばらしいというお褒めの言葉いただいているんですよ。松島町の品物いいよと。そういうことからして、こういうものがせっかくの事業、もっと進めていただければ。今まで事業で1次産業、農業漁業の行く末が大切だとさっきもこの間も言われていました。こういうことが松島町のブランド化の1つになっていただければいいのかなと思っておりますので、その辺の対応ちゃんとしていただければと思います。

それから16ページ、パノラマハウス清掃事業200万4,000円減額です。清掃業務というふうの説明にはなりましたが、予算書見ると備品購入200万円というのが計上されています。そのほかということはあるんでしょうけれども、清掃業務というのはちょっと予算の中で私ちょっと聞き逃したかどうかわからないんですけども、入っていなかったんですよ。この

部分で200万円、備品購入で200万円ですよ。予算化で清掃業務も200万円ということなので、この辺の予算づけはどうなって、清掃業務というのはどういうことなんだろうかね、パノラマの。

○議長(片山正弘君) 阿部産業観光課長。

○産業観光課長(阿部礼子君) 今回の204万円の減額につきましては、委託料の減額となっておりますので、備品購入の減額ではないんですけれども、こちらの委託料に関しましてはパノラマハウス清掃業務委託料ほかという形であらわしております。観光費の中の施設管理等の委託に関しましては、30数事業委託関係発注する中で、今回3月の補正に向けまして精査をした中で204万円ほど不用額、契約が終わった段階での残額が出てきたというところもございまして、今回204万円減額をさせていただいているところです。その1つとしてパノラマハウスの清掃業務、当初120万円ほどで予算化をさせていただいていたんですけれども、トイレの清掃とかあわせて発注したことによりまして78万円の減額という形になっておりましたので、減額の大きい事業、委託料の名称をとらせていただきましてパノラマハウス清掃業務ほかという形で減額をさせていただいているところです。

○議長(片山正弘君) 色川晴夫議員。

○10番(色川晴夫君) わかりました。1つの項目に30数事業の委託が入っているということになると、これは資料とか何とか予算の段階でこういうのはつけてもらわないとこういう質問出てくるんですよ。(「ついてる」の声あり)私が見過ごして大変これは失礼いたしました。ついていましたか。失礼しました。大変失礼しました。

わかりました。でも、こういうことです。こういう委託事業とか事細かに教えていただければ幸いです。ほかというのよくあるから。その辺ですね。

それから最後、改良事業。18ページ、根廻磯崎線土地購入、これでもって2,220万円が減額された。それで、前議会においてはその路線に係る地権者さんの賛同を得なかった。それが解決したためにこういうふうになって2,200万円、確定の金額かなと思いますけれども、その人応じていただいたのか、別なルートに入っているのか、その辺がどうなっているのか教えていただければと思います。

○議長(片山正弘君) 中西建設課長。

○建設課長(中西 傳君) まず、2,220万円の減額につきましては、当初この金額については同じように予算がつかなかったということで、交付決定に基づいて減額させていただいたということで、当初1億400万円予算化してまして、8,180万円しか使わなかったということ

で2,220万円を減額したいということでございます。

それから説明会、反対者がいたという形でありましたので、今ルート変更とか県のほうと協議して進んでいくだろうというふうに考えております。若干、一部はかかるということで、ある程度大体内諾を得ていまして、うちについては今現在ルート変えて2件ほど住宅地がかかるということで、それも内諾をさせていただいて調査も入らせていただいているということで進んでおります。これから都市計画の変更とかありますので、それらの手続に入っていきたいというふうに考えております。

○議長(片山正弘君) 色川晴夫議員。

○10番(色川晴夫君) 最初反対した人のルートにはかからなくて、別なほうということなんですか。それでいいんですか。

○議長(片山正弘君) 中西建設課長。

○建設課長(中西 傳君) 若干かかるのはかかるんですね。それを大体お認めになっていただいたということで、家屋にはかからないという形で内諾を得ていまして、それで進めようとする中で都市計画の変更とかそういった手続がありますので、それをやっていきたいというふうに考えております。

○議長(片山正弘君) よろしいですか。他にございせんか。(「休憩、休憩」の声あり)

ここでもう1時間過ぎましたので、休憩を挟みたいと思います。開会は3時30分にしたいと思います。

午後3時18分 休 憩

---

午後3時30分 再 開

○議長(片山正弘君) 再開いたします。

質疑、続行いたします。高橋利典議員。

○12番(高橋利典君) 1点だけ。先ほど林業振興費のほうで緊急雇用関係ありましたけれども、せっかく3人4月雇用してやめたということで、2人がやめたということで、非常に期待はしていたんですけれども、残念です。やめた原因がどういうことなのかということは把握していないということなんですけれども、作業の内容というのはどういうことをやっていたのか。そしてまた、あとの雇用の3人は前回も緊急雇用であったわけなんですけれども、継続的な雇用だったのか、新たな雇用だったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長(片山正弘君) 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 作業の内容に関しましては、竹林の伐採等が主なものだったか  
と思います。それから、昨年の雇用者とことしということですから、新規の雇用だった  
と思います。

○議長（片山正弘君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） なかなか作業自体というか、ちょっと私も見たりはしていたんですけれど  
も、結局指導している組合の方々が機械で物を切って、それでのこぎりとか何かそういうもの  
でぱかんとやっているんですよね。非常にあれではなかなか次の雇用につなげるとか、次の  
ステップに行く雇用とかというのはなかなか結びつかないのかなとは見ていたんですけれど  
も、案の定だったんですけれども、そういうことをすればもう少し指導の方々にも、結局手  
作業なんですよ。非常に効率悪い手作業で、次に発展性を持たせるような作業内容ではない  
なと思っていましたよ。だから、なおさらそういうふうに見ればこういう状況になったの  
かなとは思っているんですけれども、そういうところもその手順とか指導のほうに当たって、そこ  
まで踏み込んでやるような方法をやったらよかったのではないかなと今は思うわけでござい  
ます。なかなかそういったことで、竹やぶ整理とか何とかやりましたけれども、タケノコも  
あれして水煮にしてたなばたけのほうで売ったということなんですけれども、正直言って早く言  
えば赤字状況ですよ。量もそんなにとれなかったし、そういう自然のものであってもきち  
っと生産に結びつくような今後の指導も私は必要かなと思っているんですよ。実際、タケノ  
コにとって、それだって水煮にして売するのにその生産体制がせつかく整理してもそこにまだ結  
びついていないというのが現状ですから、一言物言いたかったんですけれども、そういうこ  
とも勘案しながらやっていただければなと思いました。以上です。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） この緊急雇用に直接つながりませんが、先ほどからタケノコと出て  
いるので。あえて名前は言いませんけれども、元役場職員のOBが今張り切って上竹谷で加  
工場を開いてやるということで、この間地産地消の反省会のとときに皆さんに名刺を配りなが  
ら、タケノコ工房何とかさんといってPRしてましたので、ぜひそういったところで松島  
町のタケノコが使われて、できればそれがホテル等でも使われればいいのかなと。我々、や  
れやれと言うだけではなく、消費をどうやって促すかということだと思っただけなんです。だから、  
行政はその辺まできちっと手助けしてやらないと、せつかくつくった、売れないわでは困る  
ので、その辺を今後注意深くやっていきたいというふうに思っています。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。まだありますか。高橋利典議員。

○12番(高橋利典君) 今町長の言われたことはわかっていますし、やっとその部会のほうでも新しく介入してそういった生産体制をバックアップしようということでやり始まったのはわかっているんです。だから、なおさら言いたかったんですけども、そういうものを含めて町内、持ち主がとれなかったらその持ち主以外の方が整理したところを生産体制をお互いに連携して築けるようなやり方をしてもらわないと、生産も上がらないですしそういった意味で言ったわけです。これから期待しています。

○議長(片山正弘君) 他にございませんか。菅野良雄議員。

○11番(菅野良雄君) 私は2点。15ページの今のに関係するのか、地産地消が25万円ばかり減額になっているんだけども、これは何ですか。

○議長(片山正弘君) 阿部産業観光課長。

○産業観光課長(阿部礼子君) こちらの25万円の減額に関しましては、町外での販売PR活動として埼玉県滑川町への出店事業を予算化しております。この事業に関しましては、地方創生先行型ということで、平成26年度の3月の補正に上げさせていただいて、27年度の繰り越しとして27年度に実施する方向になっておりました。その際に、平成27年度の繰越分とそれから平成27年度の当初予算の部分でこの25万円の重複がわかりまして、今回補正を上げる際に重複が確認できてしまったので、今回補正という形で減額をさせていただいております。26年度の補正と、それから27年度の当初予算の中で25万円が重複で計上してしまったということがございます。以後、こういうことのないよう、しっかりと確認したいと思っております。すみませんでした。

○議長(片山正弘君) 菅野議員。

○11番(菅野良雄君) せっかく地産地消一生懸命進めているのに、何で減額したのかなと思ったんです。そういうことであれば、課長が言ったようにしてちゃんとしてほしいなということですね。

それからさっきもタケノコの話出ていましたけれども、人気あるのであれば6次産業化というのは自分たちで生産して自分たちで加工して自分たちで売るといっていかないと、本当の6次産業化ならないわけで、タケノコはつくった、つくるのは山形に頼むとか、売るのは東京に頼むとかそういうのでは、売るのはどこで売ってもいいんだらうけれども、加工は自分たちでやって売らなきゃだなどんなふうなふうに思いました。

それから東京電力の賠償金という歳入がありますけれども、50%だよということで665万円ということでありまして、50%になれば算定基準は1,330万円ということになるんだらう

うと思いますけれども、この基準はどこから出てきた基準なんですか。

○議長(片山正弘君) 赤間危機管理監。

○危機管理監(赤間隆之君) こちらの50%の地域ごとの係数ということで、東京電力のほうから示された数字でありまして、これは東京電力のほうから独自に示した数字ではなく、文部科学省の機関であります原子力損害賠償紛争審査会等の指導、意見等によりましてこの数字が示されたということで、東電のほうからは確認しております。以上です。

○議長(片山正弘君) 菅野良雄議員。

○11番(菅野良雄君) 町では全くわからないということなんですか。

○議長(片山正弘君) 赤間危機管理監。

○危機管理監(赤間隆之君) そうです。東電の担当者のほうからも、詳細の50%の内訳ということで簡単に質問はしたんですけども、担当者の方もその詳細まではなかなかわからないということで回答いただいたところもございましたので、そこまではなかなか追及しなかったというところがございます。

○議長(片山正弘君) 菅野良雄議員。

○11番(菅野良雄君) 地方交付税なども算定基準はどこですかというと、わかりませんということになるんだから、これもそういうことになるのかなと思いながら、観光客、入湯する人が減った分でホテル方とか観光協会、町が入って出してその50%ということで返ってきているのかなと思ったんですが、そういうことであればわかりましたと言うほかないということですから、それでよろしいんですかね。

○議長(片山正弘君) 熊谷副町長。

○副町長(熊谷清一君) ちょっと補足説明になりますが、その50%はそういうことになっているというんですけども、この50%とか100%の区分けがあるみたいです。結果としてよこされた一覧表を見ますと東北5県、福島ではないですね。東北5県については50%ですよとか、例えば3カ月、3カ月で切っていくんですけども、その段階で宮城県は50%の県のうちの一つですよ。そうでないところ、例えば山形県米沢市だとか千葉県の上野村というのは100ですよとかというふうに、今回の大規模震災、地域、県とか何かを分けたんですね、パーセントで。正直言って何でそこが50で何で100かということまではちょっと今管理監が言ったように把握できないところがあるわけですけども、そういう区分けをされて50%という形で、宮城県、松島町は来ているということでもあります。

○議長(片山正弘君) 菅野良雄議員。

○11番(菅野良雄君) これは一般財源として使えるわけですか。

○議長(片山正弘君) 館山財務課長。

○財務課長(館山 滋君) そのとおりです。この件に関して、ちょっと私のほうからなんですけれども、これの算定というのは23年度なんですよ。それで、23年度当時どうだったのかといいますと、松島町では作業員の方にホテルに泊まってもらって、入湯税は免除しているという形で、本来ならば松島町としてはほとんどもらえる金はないのかなと私は理解していたんですけれども、東電さんがそういうふうやって、国の機関あたりの指導でそういうふうにしなさいよと。多分、それは今後の訴訟がないようにということでよこしたのかなとは思いますが、その算定基準がどうなのこうなのというよりも松島町の状況を考えれば、素直にこの金額をもらったほうが松島町は得ではないかというふうに判断して、いただきました。なお、一般財源でございます。

○議長(片山正弘君) 菅野良雄議員。

○11番(菅野良雄君) 返してほしいとは思っておりません。いつまでももらってほしいなど。そういうわけで、期限はいつまでももらえるんですか。

○議長(片山正弘君) 館山財務課長。

○財務課長(館山 滋君) もう既にいただいております。1回だけです。

○議長(片山正弘君) 他にございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(片山正弘君) 起立全員です。よって、議案第19号平成27年度松島町一般会計補正予算(第6号)については原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第20号 平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について

○議長(片山正弘君) 日程第22、議案第20号平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(片山正弘君) 起立全員です。よって、議案第20号平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第21号 平成27年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2号) について

○議長(片山正弘君) 日程第23、議案第21号平成27年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(片山正弘君) 起立全員です。よって、議案第21号平成27年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) については原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第22号 平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算(第4号) について

○議長(片山正弘君) 日程第24、議案第22号平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算(第4号) についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(片山正弘君) 起立全員です。よって、議案第22号平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第23号 平成27年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第2号)について

○議長(片山正弘君) 日程第25、議案第23号平成27年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(片山正弘君) 起立全員です。よって、議案第23号平成27年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

---

日程第26 議案第24号 平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

○議長(片山正弘君) 日程第26、議案第24号平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございませんか。ないんですか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(片山正弘君) 起立全員です。よって、議案第24号平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

---

日程第27 議案第25号 平成27年度松島町水道事業会計補正予算(第4号)について

○議長(片山正弘君) 日程第27、議案第25号平成27年度松島町水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(片山正弘君) 起立全員です。よって、議案第25号平成27年度松島町水道事業会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、7日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時49分 散 会